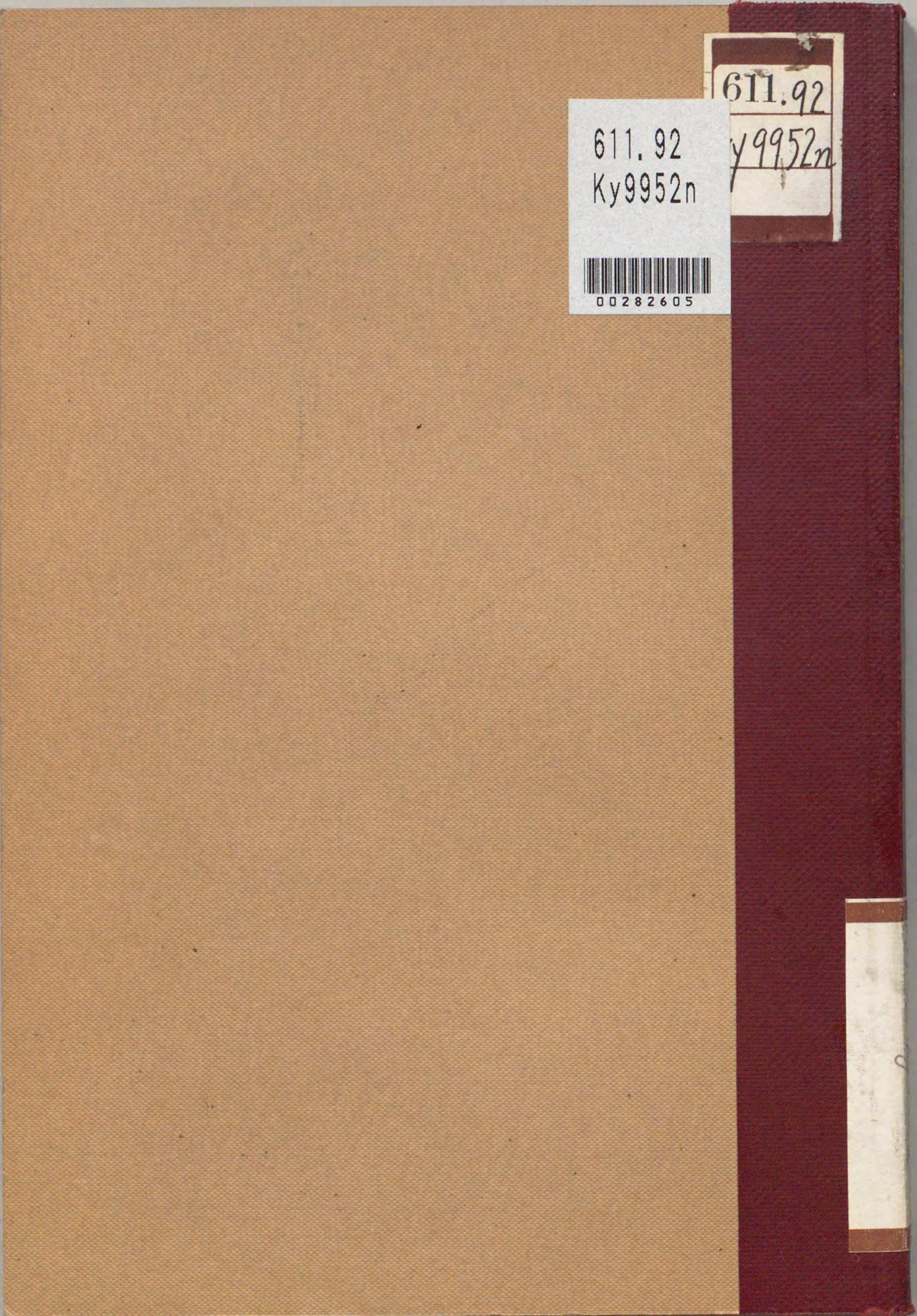


611.92  
Ky9952n

611.92  
Ky9952n





V17

大正十三年六月十四日

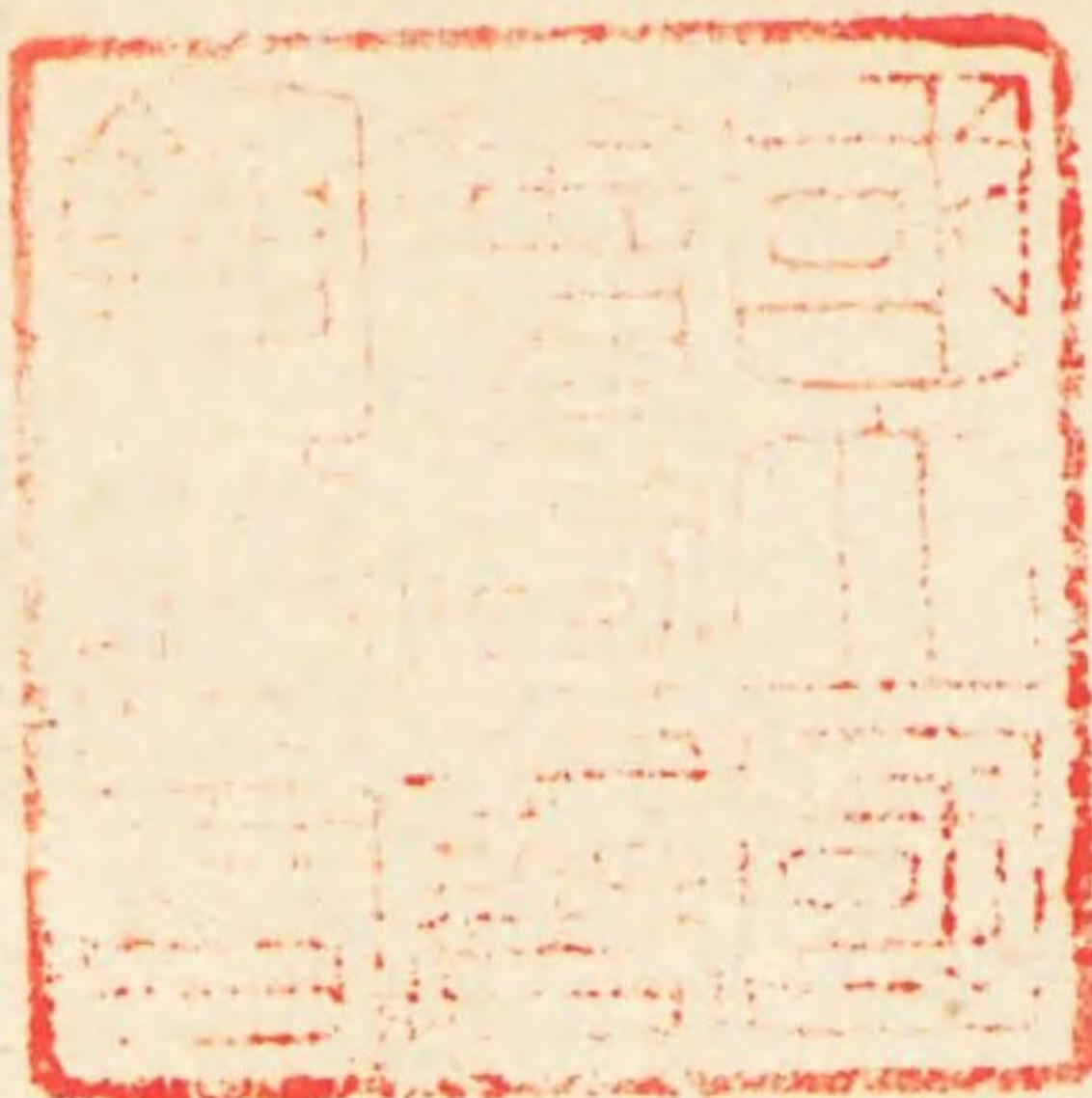
農村事情に関する調査

〔中略〕

協調會農村課



611.92 Ky 99522



例言

一、最近に於ける我國の農村は小作爭議を中心として動搖し進展しつゝ、あるは勿論なりとす。

此の小作爭議に關しては其の數字的觀察以外其の性質、態様及び地理的分布等主要視す可き点多々あり。而かも甲地に於ける爭議と乙地に於ける爭議とは其の兩者間に共通の点を發見す可しと雖も、其の原因、態様及び結果に於て異なるを寧ろ常例とす。これ即ち個々の小作爭議に付て其の度毎に觀察を怠る可からざる所以なりとす。而して此の小作爭議は、夫れ自體に於ては時を經過し所を變じて刻々變轉進化するも、夫れと同時に深甚なる作用を農村に及して種々の新現象を惹起せしめつゝあり。其の一たる農業經營上に於ける新方法の創設を農政的影響と稱し得可くんば、其の二



2  
288605



たる農村に於ける無産者の解放を目的とする集團的運動即ち農民運動を社會的影響と稱し得可きものなり。之等の小作爭議によりて新に生ぜる現象は小作爭議夫れ自體の研究と共に觀察せざる可からざるものとす。

二、上述せる小作爭議及び小作爭議により惹起せられたる諸現象の實狀を觀察せるものと合し、茲に農村事情に關する調査と名付け、本編には第一農民運動、第二小作爭議の二を掲載せるものなり。

三、本調査は課員が實地に出張調査せるもの、外、各方面より夫々資料の提供を受けたる所少しとせず。之等の各位に對して深甚なる謝意を表するものなり。

大正十三年六月

協調會農村課

目次

第一、農民運動

- 一、小作人相助會第三回總會……………一
- 二、帝國農政協會第一回協議會……………二二
- 三、岡山縣農民組合聯合會設立大會……………二九
- 四、日本農民組合香川縣西讚聯合會發會式……………三五
- 五、普選に對する日本農民組合幹部會……………三八
- 六、日本農民組合演說會(兵庫縣)……………四〇
- 七、第三回日本農民組合全國大會に關する幹部打合せ會……………四三
- 八、兵庫縣農事協會主催農民大會……………四五
- 九、帝國農政協會第一回總會……………四六
- 十、帝國農政協會實行委員會……………五五
- 十一、日本農民組合關東同盟第二回大會……………五七



十二、日本農民組合關東同盟規約……………六

十三、日本農民組合第三回全國大會……………七一

十四、日本農民組合香川縣支部聯合會主催講演會……………一三三

十五、岡山縣農民組合聯合會第二回大會……………一六六

十六、勝田郡農民勞動黨結黨式……………一三四

十七、兵庫縣下に於ける第一回農民デーの概況……………一三〇

### 第二、小作爭議

一、大阪府三島郡山田村小作爭議……………一三五

二、熊本縣八代郡築村小作爭議……………一四三

三、埼玉縣大里郡御正村小作爭議……………一五三

四、京都府久世郡寺田村小作爭議……………一六六

## 第一、農民運動



# 小作人相助會第三回總會

日時 大正十一年五月二十七日、二十八日

場所 京城府西大門外獨立館

主催者 朝鮮小作人相助會

司會者 會長伯爾宋秉峻

## 一、出席者

第一日(五月二十七日) 百四十五名

第二日(五月二十八日) 四百四十六名

小作人相助會は朝鮮内地に於て農業に従事する朝鮮小作人を保護指導し、地主小作人相互間の利益を増進せしむる目的を以て大正十年八月設立したる團體なるも、裏面の動機とも見るべきは、會長宋秉峻が將來政治的勢力を扶植する目的を以て、早晚農村問題の發生するに至ることを豫想し、目的達成の手段として農民團體を組織せるものと思惟せらるゝ理由あり、設立後毎年定期總會を開き以て今日に及べり。本年も亦恒例により會長宋秉峻司會の下に京城府西大門外獨立館に於て第三回定期總會を開催せり。



第一日 五月二十七日午前十一時開會

定刻に至るも會長出席せざりしを以て副會長安國善會長に代りて議長席に着き、開會に先ち會員の氏名點呼を行ひたる後開會を宣す。

(一) 調査報告及び會計報告

(イ) 調査報告 理事 蔡基斗

日本内地と朝鮮に於ける小作制度の差異より説き起し朝鮮小作人の收得歩合の内地小作人に比し甚だしく少額に失するを述べ、従つて小作人の生活困難を幾分なりとも緩和せんが爲めには、彼等の收得額を少くとも内地人と同一の程度に迄引上げざるべからずと從來の経過をも併せ報告する處ありたり。

(ロ) 會計報告 理事 張文煥

大正十一年度の會計報告を爲す。即ち左記に示すが如し。

大正十一年度會計報告

収入の部

一金壹萬四千六百八拾六圓四十錢也(自大正十一年三月一日至同十二年二月末日) 借入

一金參拾貳圓也(自大正十一年三月一日至同十二年二月末日) 會費

合計 壹萬四千七百八拾八圓四拾錢也

支出の部

一金壹萬四千六百八拾六圓參拾錢也(自大正十一年度三月末日至同十二年二月末日)

差引殘額 金參拾貳圓拾錢也

支出内譯

一金壹千四十圓也

一金七千四百六拾圓五拾壹錢也

一金壹千六百貳拾參圓五拾錢也

一金貳百四拾圓四拾九錢也

一金壹千貳百六拾九圓八拾錢也

一金貳百八拾八圓貳拾四錢也

一金六百拾圓五拾四錢也

一金貳百五拾壹圓參拾貳錢也

計金壹萬四千六百八拾六圓參拾錢也

(二) 協議

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 給與              | 給               |
| 出張旅費            | 出張旅費            |
| 印刷費             | 印刷費             |
| 消耗品費            | 消耗品費            |
| 事務所貸借費及修繕費      | 事務所貸借費及修繕費      |
| 通信及び運搬費         | 通信及び運搬費         |
| 宴會費             | 宴會費             |
| 雜費(電話電燈料、新聞官報代) | 雜費(電話電燈料、新聞官報代) |
| 以上 朝鮮小作人相助會本部   | 以上 朝鮮小作人相助會本部   |



(イ)規則改正案の審議

規則改正案は特別委員會に附議し、委員會に於て審議の結果二三修正を爲し可決せり。

●會長宋秉峻挨拶

日本内地に於て農業の發達を見るに至りたるは、内地に居在する地主並に小作人の協調に因由するものなるも、朝鮮に於ては地主小作人の關係は今尙往古そのまゝの弊風を存し、何等協調自覺の實なし。然れども現社會は最早や階級的差別を許すべからざる情勢にあるが故に、相互協調の精神を以て農業の進展に努力せざるべからず。

(ロ)地主警告の件

地主に於ても時勢を洞察し小作人の待遇改善を圖るべく自覺するやう警告を發する事に決議せり。

(午後四時三十分閉會)

第二日 五月二十八日午前十一時十分開會

評議員柳秉龍議長席に着き前日に引續き決議事項の協議を爲す。

(イ)規則改正

前日委員會に於て決定せる改正規則を議場に於て朗讀し、全會一致を以て可決したり(別項参照)。

(ロ)藁草分配量に關する件

藁草の分配に關しては小作人側は小作人の所有と爲すべきものなりと主張し、地主側は之に對し從來の如く小作料(賭租)の割合に依り分配するを至當と認むと主張し兩々相譲らざる處ありたるも、結局地主主張の如く在來の慣習を踏襲する事に決定せり。

(ハ)小作料運搬費に關する件

從來の協定によれば小作料運搬費は朝鮮里程二十里以内は小作人の負擔たるの定めなるも、地勢に依り小作人の負擔重きに過ぐる地方あるとの理由に依り、協議の結果之を十里以内に輕減する事に決定す。

(ニ)肥料分擔方法に關する件

肥料分擔方法は從來一定せざりしも、採決の結果地主四分小作人六分の分擔と決定せり。

(ホ)小作權の保障に關する件

此議案は最も重要な問題たりしを以て慎重に協議する必要ありとて、理事祭基斗提案理由を説明せり。即ち左の如し。

●提案理由説明者 理事 祭基斗

現在の制度の下に於ては地主の移動に従て小作權も亦異動を免れず、爲めに小作人は生活維持の根源を失ふの結果、生活の不安に悩み、一家離散の慘事を呈する事尠しとせず。されば地主に對しても相



當考慮せしむるの要あるは勿論、一面當局に事情を開陳して此れが救濟策の講究を懇請せざるべからず。

かくて、本案は頗る重要な問題なりとの理由に依り、陳情委員を設け此れに一切を一任する事を議場に諮りたるに、採決の結果左記委員を選定することに衆議一決したり。

陳情委員

林宗柱、崔南立、池東變、安龍珍、姜因璜、李龍一、李載重、李九淳、朴允錫、李春榮

(一)金融機關増設請願の件

●請願理由

全道二千二百七十面に對し現在設置せらるゝ金融機關は其數約千四百に過ぎず、而かも小作人數は全道を通じて一千二百八十萬人の多きに達す。従つて施肥期に至れば里程遠隔の金融組合に貸金を申込みざるべからざるものあり、組合に於て其申込の調査をなし、貸出の方法程度等の決定をなす時に於ては既に施肥の時機を逸するの例尠からず。仍て速かに金融機關の増設を實現し、農業者の便宜に資せざるべからず。

(採決)

少くとも一面一金融組合の設立を請願する事に可決せり。

(ト)支部維持費支出の件

全鮮百餘の支部には維持費なきを以て本部より之れを支出せられたしとの提案ありたるも否決せらる。

朝鮮小作人相助會規則(改正新規則)

第一條 本會は朝鮮小作人相助會と稱す

第二條 本會は本部を京城に置き支會を各地方に置く

第三條 本會は小作人相助に關する事業を施行し農業發達に資する方法を講究するを以て目的とす

第四條 本會は前條の目的を達する爲め左の事項を行ふ

一、小作制度及慣習の調査研究

二、地主小作人間の紛議仲裁

三、小作權の保障小作料分配の公平及耕作地分排の均等

四、小作人含音問弊害の矯正

五、共同購入及共同販賣の斡旋

六、低利資金融通の斡旋

七、講習會及講演會の開催



八、勤儉貯蓄及各種副業の奨励

九、農業發達に資する必要機關設立の斡旋

十、地主又は小作人の表彰

十一、前各項以外必要と認めたる事業

第五條 本會は地主小作人及本會目的に賛同する者を以て組織す

第六條 本會に入會せむとする時は住所氏名生年月日を明記したる入會願書を提出するを要す

第七條 本會は本則第二條に依り支會を設置し該區域内志願者五十人以上の聯署したる願書を本部に提出し幹部會の承認を経る者とす

區域及位置に關し紛争の有る時は本部に於て調査劃定す

第八條 本會に左の任員を置く

一、會長 一人 一、副會長 一人

一、理事 十人以内 一、監事 二人以内

一、評議員 若干人

第九條 會長、副會長、理事、監事及評議員は總會に於て此を選舉す

但補缺又は増選は評議員會に於ても此を行ふ支會長は本部の評議員を例兼する者とす支會の任員

は支會總會に於て選舉し本部の承認を要す

第十條 會長は本會を代表し會務を總理す

一、副會長は會長を補佐し會長有故の時は其事務を代理す

一、理事は本會の一般事務を處理す

一、監事は本會の財務を監査す

一、評議員は評議員會を組織し重要事項を決議す

第十一條 任員の任期は三箇年とす 但補缺選舉に依り選舉せられたる任員の任期は前任者の殘期とす

第十二條 本會に庶務、財務、調査、事業、地方、社交の六部を置き幹部會の決議を以て理事が此を分擔す

第十三條 本會は幹部會の決議を以て顧問及賛成員を置くことを得

一、顧問及賛成員は本會の諮問に應じ意見を開陳す

第十四條 本會は幹部會の決議を以て幹事及調査委員を選置するを得

一、幹事は一般事務の執行に従事す

一、調査委員は諸般産業其他特別事項に關する調査研究に従事す



第十五條 本會の會議は總會、評議員會及幹部會の三種とし會長が此を召集す

第十六條 總會は定期、臨時二種とし定期總會は毎年四月中臨時總會は幹部會の決議又は評議員會の要求有る時に此を開く

總會は會員一百人以上の出席を以て開會し決議は出席員の過半數を以て決す可否同數なる時は會長が此を決定す

第十七條 評議員會は評議員三十人以上の出席を要し決議は前條第二項の規定を準用す

第十八條 幹部會は會長、副會長及理事を以て組織す

第十九條 本會の會費は會員の負擔金、篤志者の寄附金及其他收入金を以て此に充つ

第二十條 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月末日に終る

第二十一條 本會の會員は入會金として二十錢を納付し會費金として年額六十錢を負擔する義務有り但會費金中十分の二は本部の經費に十分の八は支會の經費として充用する者とす

第二十二條 支會にして本會に對する義務を怠慢し或は本會の體面を汚損する行動有る時は幹部會の決議を以て該會員を除名することを得

第二十三條 支會は本規則を準用し本則第十六條第十七條中出席員數は地方の形便に依り此を變更することを得

### 附 則

本規則の變更は評議員會に於て細則の制定は幹部會に於て此を行ふ



# 帝國農政協會第一回協議會

一、日時 大正十二年七月十三、十四日

一、場所 帝國農會樓上會議室

一、司會者 帝國農會副會長 矢作榮藏

一、出席者 合計道府縣農政團體代表者五十八名

北海道 東 武

京都府 長田桃藏 大島國三郎

大阪府 高落松男

神奈川縣 山口左一

兵庫縣 飯塚重雄 前瀧千仞

新潟縣 藍澤誠一

埼玉縣 原鍊五郎 白石貞二 飯島雄之助 高井二郎 小林辰藏

山梨縣 武井佐平

滋賀縣 丸橋茂平 西島孫吉

岐阜縣 松岡勝太郎 菱田尙一 坪井秀

長野縣 鳥羽久吾

宮城縣 佐藤龜八郎

福島縣 田倉孝雄

岩手縣 福士進

山形縣 青木源三郎 石川瀧太郎

秋田縣 渡邊安三 金友次郎

福井縣 高島茂平

石川縣 西村正則

千葉縣 伊藤正平 磯野敬 平山由次郎 鶴澤惇

茨城縣 酒井爲太郎 吉原祐一郎

奈良縣 吉岡彌兵衛 片岡安雄 緒方尙

三重縣 牛場勘四郎 木津慶次郎

愛知縣 後藤三郎 松山兼四郎

靜岡縣 松浦五兵衛



山梨縣 宮川千之助  
富山縣 大石茂治  
島根縣 梶 正雄  
岡山縣 有元英夫  
山口縣 阿野仁平  
和歌山縣 阪本健吾  
德島縣 原田佐之治  
香川縣 山田惠一  
愛媛縣 門田 晋  
高知縣 山岡龍壽  
福岡縣 大森武雄  
大分縣 佐藤寅雄  
熊本縣 森 芳雄  
宮崎縣 山元忠信  
鹿兒島縣 宮都會一

近時農村問題は一躍政治問題と化し、第四十六議會に際しても盛んに論議せられ重要問題として世人の注目を惹きつゝあるの情勢に鑑み、該問題に直接關係ある農業者(特に地主)側に於ても全國一齊に統一ある態度と對策とを講じ置くべしとの意向よりして、六月五日東京に全國農會大會を開き種々協議を爲したる結果、當日決定せられたる決議事項の實行方法を更に協議するの必要上、翌六日に至り大會出席者中より各道府縣一名或は二名の代表者を選定し協議を重ね、こゝに其實行方法として形式上帝國農會とは別個の獨立せる帝國農政協會の成立を見、實質に於ては帝國農會の別働隊として自由に活動し得ることゝなれり、之れが第一回協議會を開催し、諸種の協議をなすこと次の如し。  
矢作副會長席に着き開會を宣したる後、豫め出席者に配布したる左記の協議事項に依り議事を進むる事と爲したり。

●協議事項

- 一、帝國農政協會規約案
- 二、帝國農政協會規約附帶申合事項
- 三、役員の選舉
- 四、經費並に基本財産の件
- 五、事業遂行方法に關する件



六、決算報告(大正十一年十一月二十四日第一回農會大會以來大正十二年七月十日に至る迄の經費)

右事項は既に幹事間に於て草案を作成せしものにして、最初先づ規約案、同附帶申合事項及び經費並に基本財産の件の三案を一括議題に附したり。

之等の三議題につきましては或は帝國農政協會の組織規定案(規約案第四條)中に道府縣農會を獨立の一單位として加入せしむるの必要ありと爲すもの、或は若し道府縣農會を加入せしむること能はずとせば、少くとも後援者たるの地位を有する明示的條項を挿入するの要なきやと論ずるものあり、或は(規約案第六條の規定につき)役員中に會長、副會長を永遠に置くの要を見ずとの意見を述ぶるもの、或は此れに反し會長、副會長を存置し而かも帝國農會の會長、副會長を以て此れを兼ねしむべしと論ずるものありて容易に意見の一致を見ざりしも、結局委員を舉げて特別委員會に附議し、審議せしむる事に衆議一決し、議長は左記十六名(府縣代表中各一名)の委員を指名せり。

特別委員(計十六名)

兵庫縣、京都府、埼玉縣、千葉縣、茨城縣、愛知縣、山梨縣、岐阜縣、長野縣、福島縣、石川縣、島根縣、岡山縣、徳島縣、愛媛縣、福岡縣、宮崎縣各一名宛。

●特別委員會

兵庫縣代表者飯塚重雄選ばれて委員長となり座長席に着き、午後三時より別室に於て委員會を開き

たり。相當議論ありたるも、逐條審議の結果別項の如き成案を得たり。

議案第一帝國農政協會規約案(特別委員會成案)

第一條 本會は農村振興の爲め農政に關する根本政策の確立並に應急對策の遂行を期するを目的とす

(註一參照)

第二條 本會は帝國農政協會と稱す

第三條 本會は其目的を達成する爲め左の事業を行ふ

- 一、農政に關する意見の表示並に宣傳
- 二、農政に關する根本政策の確立並に應急對策の遂行に關する機宜の處置
- 三、中央、地方農政團體の提携連絡
- 四、其他(註二參照)

第四條 本會は道府縣農會を中心とする農政團體を以て之を組織す(註三參照)

第五條 本會の事務所は東京市麴町區有樂町二丁目一番地帝國農會内に置く

第六條 大會の會務を執行するため常務理事若干名及理事若干名を置く(註四參照)

第七條 常務理事及理事は總會に於て之を選擧す(註五參照)

第八條 常務理事及理事の任期は一ヶ年とす常務理事及理事は其の任期満了したるときと雖も後任者



就任するまで仍其職務を行ふものとす(註六参照)

第九條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎年十月、十一月中之を開く

臨時總會は常務理事必要と認めたるるとき又は組織團體の三分の二以上の請求ありたるるとき之を開く  
(註七参照)

第十條 總會は本會を組織する團體の代表者を以て組織す團體五名以内とす

總會に出席すべき代表者の數は一團體五名以内とす

但投票權は一團體一票とす(註八参照)

第十一條 本會の經費は組織者の負擔とす

經費の分賦収入方法は前年度帝國農會經費分賦収入方法に依る

第十二條 本會に必要な細則は別に之を定む

議案第二帝國農政會規約附帶申合事項(同右)

一、帝國農政協會の組織者に關する件

(一)道府縣農會を中心とする農政團體は其の道府縣に於ける帝國農政協會の組織者となすこと

(二)未だ道府縣農會を中心とする農政團體の設立を見ざる道府縣は農政團體を設立するまで帝國農

政協會第一回總會に出席したる個人を以て當分其の道府縣に於ける帝國農政協會の組織者となす

こと

(三)道府縣の農政團體の規約並に役員を至急帝國農政協會に報告すること

(四)農政團體組織の必要を認むるも未だ之を設立せざる道府縣は至急之か設立を圖ること

(五)帝國農政協會は大正十二年十一月末日迄に會員名簿を作製すること

二、帝國農政協會理事に關する件

(一)理事の數は道府縣一名とす

(二)帝國農會幹部は選舉を用いずして常務理事たるものとす(註九参照)

議案第四經費並に基本財産の件(同右)

一、帝國農政協會の經費は總會の決議事項とし大正十二年度經費としては壹萬圓を計上す

大正十一年度帝國農會經費分賦収入方法による道府縣の負擔額左の如し

| 道府縣名 | 金      | 額  | 道府縣名   | 金      | 額 |
|------|--------|----|--------|--------|---|
| 北海道  | 二六六五二〇 | 千  | 千葉     | 二八六〇二〇 |   |
| 東京   | 一六四五八九 | 茨城 | 三三三六三四 |        |   |



京 都 大 阪 神 奈 川 兵 庫 長 崎 新 潟 埼 玉 群 馬 長 野 宮 城 福 島 岩 手 青 森 山 形 秋 田

|        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一八六二九一 | 一六九四一〇 | 一七八二九九 | 二三五二三八 | 一九二九三三 | 三三八六三二 | 二五七九七三 | 二二二〇〇八 | 二七〇六〇六 | 二二九二八八 | 二九六六七二 | 二四〇六八二 | 二二二四九三 | 二三二五四八 | 二三五〇一七 |
| 栃      | 奈      | 三      | 愛      | 靜      | 山      | 滋      | 岐      | 鳥      | 島      | 岡      | 廣      | 山      | 和      | 德      |
| 木      | 良      | 重      | 知      | 岡      | 梨      | 賀      | 阜      | 取      | 根      | 山      | 島      | 口      | 山      | 島      |
| 二三二一六二 | 一四九三三七 | 二〇五三一九 | 二五六〇五六 | 二三三三八三 | 一六四〇八二 | 一七九八九八 | 二一六四八九 | 一五四二九六 | 一九三九四〇 | 二二二九〇一 | 二二二五九八 | 二二二二九〇 | 一五三〇一四 | 一六〇三五四 |

|        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 福 井    | 石 川    | 富 山    | 福 岡    | 大 分    | 佐 賀    |
| 一六五三七五 | 一八二八〇〇 | 一九六〇八〇 | 二四七三四一 | 一九九一九四 | 一七五八八六 |
| 香      | 愛      | 高      | 熊      | 宮      | 鹿      |
| 川      | 媛      | 知      | 本      | 崎      | 島      |
| 一五五四九二 | 二一〇〇二〇 | 二二〇四八三 | 二七三八五二 | 一九八六六五 | 三二七八九三 |

- 二、總會並ニ理事會に出席する代表者及理事の旅費は其道府縣團體の負擔とす(註十參照)
- 三、年度剩餘金は之れを基本財産に繰入るものとす
- 四、帝國農政協會は別に基本金蓄積の方法を講し之か方法は理事會に一任せんとす

參 照

帝國農會經費分賦收入方法

- 一、本會經費は左の方法により之を賦課す
- イ、半額は之を道府縣農會の平均割とす
- ロ、残り半額は道府耕地反別割とす但し北海道にありては反別五反歩を以て府縣反別一反歩に割當つるものとす(大正九年度調査に依る)



一、賦課金額は之を二分し六月、十二月の二期に徴收するものとす。

(註一)原案 第一條

農村振興の爲め農政に關する根本政策の確立並に應急對策の遂行を期するを目的とす。

(註二)原案 第三條

本會は目的を達する爲めに左の事業を行ふ。

- 一、農政に關する意見の表示並に宣傳。
- 二、農政に關する根本政策の確立並に應急對策の遂行に關する機宜の處置。
- 三、中央、地方農政團體の提携連絡。
- 四、其他。

(註三)原案 第四條

本會は道府縣農會を中心とする農政俱樂部、農政研究會、農事協會其他の農政團體を以て之を組織す。

(註四)原案 第六條

本會に左の役員を置く。

- 一、會長 一名
- 一、副會長 一名

一、理事 若干名

(註五)原案 第七條

役員は總會に於て之を選擧す、但し總會の議決を経指名推薦の方法を以て之に代ふることを得。

(註六)原案 第八條

役員の任期は一ケ年とす、但し再選を妨げず。

役員は其任期満了したるときと雖も後任者就任するまでは仍其職務を行ふものとす。

(註七)原案 第九條

總會は通常總會及臨時總會とす。

通常總會は毎年十月、十一月中之を開く臨時總會は會長必要と認めたるるとき又は組織團體の三分二以上の請求ありたるるとき之を開く。

(註八)原案 第十條

總會は本規約第四條に規定したる團體の代表者を以て之を組織す。

總會に出席すべき代表者の數は一團體五名以内とす。

但投票權は一團體一票とす。

(註九)原案附帶申合事項第二、帝國農政協會役員に關する件



(一)帝國農政協會規約第六條の役員中會長、副會長の選定は此際特に慎重なる考慮を要する問題なるを以て當分之を置かざることをし會務の執行は凡て理事の合議制によること。

(註十)原案經費並に基本財産の件第二、帝國農政協會總會に出席する道府縣組織團體代表者の旅費は道府縣團體の負擔とす。

年度剩餘金は之を基本財産に繰入るゝものとす。

委員會終了後列席の協議會員一同午後五時より鐵道協會に於て懇親會を催し、種々意見の交換を爲したり。

第二日 七月十四日午前十時三十分開會

前日特別委員會に附議して審議の結果得たる前記成案を委員長報告し、該三議案の賛否を議場に求む。

●討議

議事第四經費並に基本財産の件第三項たる「年度剩餘金を基本財産に繰入るゝ云々」の規定を存置するは、農政協會の活動上反つて面白からざる結果を見ることありとて、福岡縣代表者より同條項を削除すべしとの意見あり。此れに對し岐阜縣代表者はそれを存置すべしと提議す。

●採決

右を採決に問ひたるに削除説多數にて同條項は削除する事に決したる外、他の議案は委員長報告の如く滿場一致可決せらる。

議案第三、役員の選舉。

議長一任に決す。

議案第五、事業遂行方法に關する件。

事業の遂行に關する件は、六月五日の全國農會大會に於て決議せる同記四項目を如何に遂行すべきやの方法に關する事項と如何なる方法を講ずべきやの對策に關する協議なり。

一、直ちに農務省の獨立を期す

一、農民の負擔を軽減すべく大正十三年度より地租の地方團體委讓を期す

一、主要農産物に對し根本政策の確立を期す

一、來るべき衆議院議員選舉には農業に理解ある者の選出を期す

之等に關して討議の結果左の如き決定を見たり。

第一項の實行方法は幹部一任の事

第二項の實行方法に關しては帝國農會に於て十分調査の上、其適當と認めたる地租委讓の實現を期する事



第三項の實行方法としては農業倉庫の十分なる利用と米穀法の運用を圓滑ならしむること  
第四項の實行方法中

- 一、中央に於て執るべき方法としては常任理事に一任すると同時に、協議員の中にて支障なき者は數日間東京に滞在して政府當局者並に政友會を訪問し鞭撻すること
- 一、地方に於て執るべき方法は地方に一任すること
- 一、中央地方の提携連絡方法としては地方各府縣農會に於て決議を作成しこれを帝國農會に送り帝國農會は此決議に基き評議員會を開きて其方法を定むること

### 第六、決算報告

左記決算報告を承認して協議會を終る。

#### 決算報告

自大正十一年十一月二十四日全國農會大會開催の日  
至大正十二年六月六日帝國農政協會設立の日

一金四千參百圓也

收入

收入 濟額

支出

一金四千參百六拾六圓七拾參錢也

内譯

- 金貳百參拾圓四拾錢
- 金貳百四拾圓
- 金百七圓七拾錢
- 金七百參拾七圓六拾四錢
- 金百六拾圓貳拾錢
- 金參拾四圓六拾錢
- 金千六拾參圓四拾六錢
- 金百九拾壹圓參拾錢
- 金貳拾五圓
- 金千五百七拾六圓四拾參錢

差引不足額 六拾六圓七拾參錢也

外に收入

- 自働車代
- 通信社渡
- 電報並に郵便切手代
- 大會並に協議會辨當代
- 印刷費並に紙代
- 人夫賃
- 旅費
- 會場費並に實費
- 速記料
- 招待費



一金壹百圓也

帝國農政協會費用愛媛縣農政協會納

## 岡山縣農民組合聯合會設立大會

### 第一、協議會

- 一、場所 岡山市内山下禁酒會館
- 二、日時 大正十二年九月九日
- 三、主催者 太田敏兄(前岡山新聞社理事)  
有元英夫(大原農業研究所員) 田中定次(前縣會議員) 家本爲一(辯護士)  
岡山縣下に於ける農民運動の根幹を爲すものは曩に成立を遂げたる日本農民組合旭東聯合會(邑久、上道、和氣、赤磐四郡)にして、此の外日本農民組合に所屬せざる小作組合百二十あり。此等の農民運動に(一)科學的、哲學的基礎を與ふること、(二)各組合及び組合外との連絡融和を圖り研究材料の交換を爲すこと、(三)産業組合の發達を促すこと等を目的とし「農民組合と小作組合とを會員とする聯合會」を組織せんと、主催者等の唱導に依りて九月九日各組合代表員協議會を開催せり。  
兼て賛意を表せる邑久、上道、和氣、赤磐、兒島、御津、都窪、淺口、小田、苦田、久米、眞庭の各郡より各組代表者三十餘名出席し、協議の結果滿場一致を以て聯合會設立に賛成し、當日の出席



者全部之が設立發起人となり、更に此の内より趣意書、規約案起草委員十三名を選任し、設立大會開催の日取等は凡て該委員に一任する事とし午後六時散會したり。

### 第二、大會

- 一、場所 岡山市西中山下深抵小學校講堂
- 二、日時 大正十二年十月二十八日
- 三、主催者 太田敏兄

既に縣下各組合は聯合會設立に對し賛成せるを以て、之が設立大會を十月二十八日午前十時より開催せり。加入の申込を爲したる組合は日本農民組合支部七十餘、獨立小作組合百二十にして、此等の組合より出席せる者五百餘名に上れり。

先づ發起人を代表して太田敏兄開會の辭を述べ、次で田中定次を座長に推して直に議事に入れり。

#### (一)規約の制定

趣意書及び規約を附議して左記の如く決定せり。

#### 趣意書

百姓がいつまでも水谷百姓で居ることは間違であります。天下は働くものゝ世になりました。又改

造の世界に直面して我等農村に生れ、農村に活くる者は今日田園を斯くまで疲弊困憊せしめた一切の因襲的羈絆を斷ち、我等自身の自由を欲し解放を期する爲には自分自身の力に依り組合の強き團結力に俟つより外に途はありません。既に國際労働會議は農民組合の自由を保證しました。我等は世界の大勢にも順應し、我等の現實生活に自覺して農村を復活せしむる唯一の活路である組合運動の礎をシツカリと据へねばなりません。此秋に際し同じ目的の下に生れて居る組合の聯合會を創立し、飽迄も友愛互助の眞精神を發揮して協力一致高く労働尊重の旗を掲げ、一直線に新農村文化建設の先驅者として邁進し理想的組合運動の模範を全國に示したいと思ひます。

#### 規約

第一條 本會は岡山縣農民組合聯合會と稱し政黨政派に超越す

第二條 本會は小作組合の農民組合や其他小作人を以て組織せる團體を以て組織し事務所を岡山縣農

會内に置く

第三條 本會に委員及顧問若干名を置き次の通りに仕事をして行く

- 一、庶務部 (組合相互の連絡、産業組合の經營、新しい村の計劃及建設、會報の發行其他内部の事務

一般)

- 二、宣傳部 (組合運動の宣傳、農民講座及農民自由大學)



三、調査部（小作爭議の狀況報告、地主小作の分配問題調査、小作生活の調査、小作立法の研究、農事に關する惡政の調査）

四、代表部（本會を代表す）

各団体より委員一名宛選出し組合員百名を超ゆる団体は百名毎に委員一名を推す

第四條 總會は委員の多數決によりて決定す、組合員は總會に出席して意見を述べることを得

第五條 經費は委員一名に付年額五拾錢とす

（午後一時半より三十分休憩）

（二）決議案

休憩後引續き議事に入り旭東四郡農民組合（日本農民組合邑久、上道、和氣、赤磐聯合會）より提出せる左記決議案を議題とし満場一致之を可決せり。

決議

一、不勞地主は農民と認めず

二、法律の社會化を要求す

三、東都復興の爲め農民負擔の増加に極力反對す

四、山陽新報の不買同盟を決行す

（三）委員選舉

規約第三條により各郡より委員一名宛を選舉し、顧問に有元英夫、田中定次、家本爲一、太田敏兄を推薦せり。此を以て議事を終り次で講演會に移れり。

（四）講演

『農民の結社及び組合の權利』 松本圭一

大正十一年瑞西ジュネーブに開催せられたる國際労働會議に日本農業労働代表として出席せる際に於ける討議の内容を詳細に述べて我國政府代表及び資本家代表の態度を難じ、眞に農民の解放は組合の理想的發達にありと結ぶ。

次で組合員の五分間演説に移り眞庭郡、和氣郡、邑久郡等有志數名の演説ありて午後五時閉會せり。

第三、委員會

十一月十一日午後一時より岡山市縣農會内農民組合聯合會事務所に於て代表委員會を開催したり。

田中、太田兩顧問及び各郡代表委員出席し、左の諸件を協議決定せり。

一、委員の部署に關する件

庶務部主任に河本重吉、宣傳部主任に岸本貴、調査部主任に石井義久を推し其他各委員の所屬を決定す。



二、出版に關する件

毎月一回會報を發行し、隨時農村問題小冊子を發行することとし、會報部主任に内田繁を推す。

三、小作爭議に關する件

四、經濟調査の件

各組合に於て本年度産米の反當收支計算表を作成し本部に取纏むることに決定せり。

## 日本農民組合香川縣西讃聯合會發會式

一、日時 大正十二年十月六日

一、場所 香川縣綾歌郡川津村字六反地說教場

一、主催者 綾歌郡坂本村支部長大林熊太及び支部員大林千太郎

一、出席人員 各農民組合支部長、評議員其他役員を合し七十四名

### ●成立並に經過

坂本村日本農民組合支部長大林熊太を中心とし兼ねて同派の者が西讃地方一圓の農民組合支部の聯盟を企劃し、之れが實現を圖らんと各支部間を交渉奔走中なりしが、愈々機熟したるを以て聯合會を組織しその創立大會を開催せり。

發會式は十月六日午後一時より舉行せられ川津村藤本金助一同を代表して西讃聯合會組織の旨を述べ直ちに役員選舉に移り左の如く選任せり。

會長 藤本金助

副會長 鶴田森次

理事 大林熊太外五名



顧問 林庄吉外一名

右選舉を終へたる後決議事項に付き協議を重ね、左記十八項目より成る決議事項の決定を見たる後無事散會せり。

決議事項

- 一、縣會議員選舉批判演說會を必要と認むる箇所にて行ふこと
- 一、小作問題に關しては聯合會を機關として統一的に遂行すること
- 一、政治運動に關しては將來各種議員選舉に當り組合員中より適任者を定め團結運動をなすこと
- 一、農村問題の總ては西讚聯合會を機關とし聯合會にて決議進行すること
- 一、自作兼小作者を組合に加入せしむる件に付きては小作組合に理解あるものこの條件を附して加入を許可すること
- 一、小作米減額方法
  - 土地の事情を調査し初志を遂行すること、若し未解決の箇所あらば聯合會此解決に當ること、地主に對し交渉するには農會長及び村長の手を経て交渉を爲し地主之れに應ぜざるときは聯合會直接交渉すること

- 一、小作法改正案に關しては小作法案を作り聯合會を経て立法府に請願すること、但し立案は役員に

於て作成し來るべき議會に委員を設け上京せしめ請願運動をなすこと

- 一、小作人が社會の壓迫を蒙りたる場合は聯合會團結して之れが應援をなすこと
- 一、組合支部の擴張を計らんがため演說會其他の方法により組合の主旨を宣傳し擴張を計ること
- 一、各組合支部より二名宛を選定し雄辯會を組織し宣傳に努むること
- 一、育英會を組織すること
- 一、小作組合間に専任醫師を囑托すること
- 一、小作組合内に共同販賣店を設けること
- 一、支出により必要と認むる場合に於ては農會を利用すること
- 一、村内各種役員は役員の改選期を見計らひ農民側が掌握すべく遂行すること
- 一、産米検査員を各支部より選定すること
- 一、年貢米は生産せし米を收穫歩合により合格、不合格、屑米等に分ちて納むること
- 一、獎勵米要求の件は之を縣に上申し各支部共其目的を達すること



## 普選に對する日本農民組合幹部會

三八

一、日時 大正十二年十一月廿三日

一、場所 大阪市西野田江成町日本農民組合事務所

一、出席者

(イ)本部 側 杉山元治郎、仁科雄一、安藤國松、行政長藏、山岡某

(ロ)顧問辯護士 今井嘉幸、吉田賢一、細迫兼光

(ハ)支部 側

三重縣 上田音一、廣島多藏

京都府 南檜松、中川彦次郎、佐々木隆太郎

大阪府 三木喜三郎、寺島宗一郎

兵庫縣 河合義一

岡山縣 山上武雄

香川縣 前田正一

政府に於て普通選舉に關し頗る眞面目に審議を進めつゝある折から、日本農民組合に於ても普選實

施後に於て執るべき態度を決定し置くの必要ありとなし、主として其對策を議する爲め幹部の參集を求め協議し、その結果左の二項を議決するに至りたり。

(一)日本農民組合を背景とする農民黨を組織して議員を帝國議會に送る事

(二)普選實施後の對策を研究する爲め農民政治研究會を設くる事

右決議第二項實行方法として杉山組合長の選任に係る委員十餘名を擧ぐるに決し、將來労働黨出現の曉には該委員は其任務の一として其労働黨と連絡を保ち交渉の任に膺ること

次に本部事務所擴張の件を附議せり。事務所は目下杉山組合長宅に設置しある關係上、非常に狹隘にして事務處理上不適當なりとて杉山組合長より事務所の擴張を提案せるに、滿場異議なく可決したるを以て、本部事務所擴張を來年度全國大會に提案するに決せり。因みに當日の傍聽者に大阪府下組合員十二名ありたり。

協議終了後午後八時より茶話會を開き、席上今井博士の「普選に對する感想」と題する講演あり、午後十時散會す。



## 日本農民組合演說會（兵庫縣）

一、日時 大正十三年一月十二日

一、場所 兵庫縣加西郡九會村字桑原田福性寺

一、主催者 日本農民組合桑原田支部

一、聴衆 約二百五十名

加西郡九會村字桑原田在住小作人二十八名は曩に同地方地主と爭議を繼續中なるも、容易に有利なる解決を得可き成算なき爲め、日本組合本部の來援を得て組合支部を創設し、更に一月十二日本部員の同地滞在を機とし福性寺に於て農民組合宣傳演說會を開催せり。日本農民組合東播聯合會辻本新次開會の辭を述べて演說會に移りたるが、當日參集せる聴衆は何れも熱心に傾聴し相當感動を受けたるものゝ如く午後四時散會せり、演說者並に演說の要旨左の如し。

開會の辭 辻本新次

我國は商工業の發達に依りて世界列強の一に迄其地位を嵩め得たるも、農業に於ては殆んど見るべき進歩もなく今日に至り、歴代の爲政家亦眞に同情あり理解ある政策を樹立せるものあるを聞かず。従つて今日に於ても農民に對する國家の方策は其實質的見地より考察を下す時、舊來の因習の方策と異なる處なきが故に、小作人の經濟狀態誠に困窮の慘を呈し、終日勞働に従事するも其酬ひらるゝ所僅かに十四錢餘なり。故に小作人が斯くの如き不合理なる境遇を改善せんが爲め自らの集團力に愬へんとするは必然的現象なるべし。

(一)小作問題の理論と實際 本部主事 行政長藏

農民が貧窮するは地主によりて田地の利子、地主の負擔すべき公課並に其他のものに相當すべき價値を小作料として搾取せらるゝが故なりと論を起し、中流階級以上とそれ以下との生活狀態の比較を試み、小作人は畢竟生命の濫費に陥りつゝあるは統計の明示する處なるを以て現在の局面を展開し、農民の經濟生活を改造するの必要上小作運動の擡頭せるは當然の歸結なりとし、更に其運動は合法的基礎の上に組合の威力に依り行ふべきものにして、斯くの如き方途に依り農村問題解決に臨むに於ては其効果大なるべく、農村の平和も或は地主小作人間の相互扶助の精神もこれによりて實現し得らるべしと結ぶ。

(二)人間性奪還運動 東播聯合會員 高石秀次郎

農民組合の運動は常に小作料減額の要求を主張するものに止まらずして、寧ろ農民の人格的取扱を受くる事に其主眼點を置くものなり。今日吾人が團結の力に依り、地主對小作人間の不當なる收益分配を正當なる分配の限界に立ち還らしめんとするの活動は、其目標を對等なる人間的生活保障の獲得



に置くものなるを以て、農民組合の活動は何等非難せらるべき性質のものにあらざるなり。

(三) 農村法律問題 組合顧問辯護士 吉田賢一

今日の小作問題は農村問題の核心にして、此れが解決を見ざるに於ては國家の共存共榮は得て望むべくもあらず。我國現時の地位如何に優秀なりと雖も、國內に二千五百万人の貧困なる農民存在する時は、我國の優越的地歩も長く保持し得られざるに至るべし。此時に當り農民自らが組合を作り生活解放運動を目論むに至りたるは誠に至當なる事にして、地主は勿論一般の人民も亦多少の不利益を忍びても此等の運動に十分なる理解を寄すべきなり。幸に當部落は青年が其中堅と爲りて農民運動を起すに至りたるは誠に喜ぶべき現象なり。

### 第三回日本農民組合全國大會に關する幹部打合せ會

一、日時 大正十三年一月十五日

一、場所 大阪市西野田江成町日本農民組合本部

一、出席者 組合長 杉山元治郎

主事 仁科 雄一

會計 行政 長藏

會計檢 査役 吉田勝次郎

理事 鈴木文治、瀧澤要平

顧問 吉田賢一、小岩井淨、細迫兼光

辯護士 其 他 寺島宗一郎(北河内聯合會)、藤井熊吉

午後三時より協議會を開き左の如き決議を爲せり。

(一) 二月廿九日 午前中天王寺公會堂に於て關西同盟會大會

午後天王寺公會堂に於て日本農民組合大會

三月一日 天王寺公會堂に於て日本農民組合大會



(二)代議員は二月廿九日午前八時に中ノ島公園に集合し、隊伍を整へて午前九時に該公園を出發し、市内に於て示威運動を行ひつゝ天王寺公會堂に入場する事

(三)次の議案を大會に提出する事

(イ)日本農民組合の組織變更の件

(ロ)豫算に關する件

(ハ)民法六百九條改正の件(該案の草案を顧問辯護士に一任する事)

(參照)民法六百九條

收益を目的とする土地の賃借人が不可抗力に因り借賃より少き收益を得たるときは、其の收益の額に至るまで借賃の減額を請求することを得、但宅地の賃貸借に付ては此限に在らず

(ニ)土地政策に關する件

### 兵庫縣農事協會主催農民大會

一、日時 大正十三年一月廿二日

一、場所 神戸市山手通青年會館

一、司會者 兵庫縣農事協會々長山脇延吉

一、出席者數 約二百名

午前十一時開會し山脇延吉登壇挨拶を爲したり。

挨拶 山脇延吉

農村問題の不振なりしは政府從來の方針が主として都市政策に向けられたる結果に起因する處なるが、元來農業それ自体は經濟上其他凡ての方面に於て不利なる立場にあるものなるを以て、國家は當然農業を保護し、農民も亦此れが要求を迫るは當然の事に屬す。近時農村問題頗る重要視せられ政府或は帝國議會に於ても相當考慮せられ農民の利益の爲めに多少實行せられたるものあるも、尙未だ未解決の儘に置かれたる懸案少からざるが故に、此等問題の解決の爲めに朝野共に努力せざるべからず。

次に宣言及び決議に關する協議に移り、滿場一致左記の如き宣言、決議事項を可決せり。

宣 言



農村の振興農家の經濟の急務なるは既に論議の時期に在らずして、唯其の執行の一日も速かならんことを要するのみなり。屢次の政變に當局の更迭一再ならず、未だ之に對する施設の實現に至らざるは至人の常に慊焉たらざるを得ざる所にして、荏苒斯くの如くんば何れの日にか其の實を擧げ得べけんや。

今や農村は困難の極に達し農業者は生死の岐路に立てり、躊躇逡巡すべき秋にあらず、吾人は一大決心の覺悟を以て益々農村の振興を絶叫し農業庇護を高潮し政府の猛省を促し、以て速かに農業政策の確立、施設の實現に邁進せんことを期す。

決 議

- 一、農務省の獨立を期すること
  - 二、農業者の負擔を輕減すること
  - 三、米穀法を改正すること
  - 四、自作農維持創定基金を設定すること
  - 五、小作法を制定すること
  - 六、來るべき衆議員總選舉に際しては協力一致して農業に理解ある議員の選出を期すること
- 尙右決議事項第一乃至第五の實行方法としては近く東京に開かるべき帝國農事協會の決議を俟ち中

央地方相策應して實現を期する事とし、決議第六事項は縣下を遊説して此れが實現を期する事に申合はせたり。

右實行方法申合はせ終了後直ちに演說會に移り、岡山縣農會幹事、帝國農事協會幹事其他數名の農村振興に關する激勵的演說ありたり。



帝國農政協會第一回總會

一、日時 大正十三年一月二十四日

一、場所 東京市丸の内帝國鐵道協會

一、司會者 法學博士矢作榮藏

一、出席者 道府縣農政團體代表者

(イ)合計 百十一名

(ロ)道府縣別

北海道 櫻井良藏 竹内勝靜 東武

東京府 秋元善七 野村彦次 西村綽 牛込寛次

大阪府 太田宗次郎

神奈川縣 長谷川良輔 北島定八

兵庫縣 田角宗治 飯塚重雄 荻野善五郎 野原種次郎 花岡安吉

長崎縣 中倉萬次郎

新潟縣 藍澤誠一

埼玉縣 高井次郎 原鐵五郎 飯島雄之助 藤崎軍次 白木貞二

千葉縣 磯野敬

茨城縣 今井庫太郎 海東市右衛門

栃木縣 齋藤與右衛門 山木潔 黒須寛六郎

奈良縣 淺田好太郎 緒方尙

三重縣 村田忠吉 木津慶次郎 行方周太郎 中場勘四郎

愛知縣 中村新次郎 中尾十郎 三輪市太郎 山田祐一 杉田準平

靜岡縣 後藤藤平 鹽澤惠助 松浦五兵衛

山梨縣 宮川千之助 伊藤喜重 深澤義政

滋賀縣 西川嘉左衛門 西島孫吉 石田與太郎 淺沼嘉重 丸橋茂平

岐阜縣 松岡勝太郎 坪井秀 青木知四郎 小池松二郎 中村敬一 山田良作

長野縣 鳥羽久吾 原三郎平

宮城縣 玉手棄陸 瀬戸誠一

福島縣 大野正道 八田宗吾

青森縣 阿部武智雄



山形縣 星保惠 長谷部丈藏 菅野三津藏 金子盛一 奥村友治 鶴見孝太郎 青木源三郎  
高橋熊次郎 石川瀧太郎

秋田縣 大沼宗吉 宮田幸之助 庄司昌五郎 池田龜治 片野重條

福井縣 恩地政右衛門 田中作太夫 前田孫兵衛 岡本篤二

石川縣 神田政義 松田豐彦 山本一郎 吉本永太郎

島根縣 梶正夫 梅原十松

岡山縣 菅野鑛次郎 仁藤靜太郎 土井通賢

廣島縣 麥生富郎 岸本菱夫 守尾松之助

山口縣 雜賀信三郎 村上常吉

和歌山縣 隅田市兵衛 木本庄一郎 林隆之助

德島縣 武田德次郎 川真田萬太郎 武田源七 松永龜三郎 永井末之進

高知縣 山岡龍壽

大分縣 佐藤虎雄

佐賀縣 田口文次

宮崎縣 陳軍吉

鹿兒島縣 廣田香苗 玉利喜造 河野長生 奥田榮之進

(一)開會

矢作帝國農會副會長推されて座長と爲り開會を宣す。

(二)宣言

帝國農政協會理事岡田溫左記宣言文を朗讀し、滿場異議なく可決す。

宣言

農業の不利と都鄙文化の懸隔のため農民の不安逐年増大し來り思想動搖して農業に安住せず、國家の深憂是より大なるはなし。茲に帝國農政協會の總會を開催し、健全なる國論を喚起し、農政を刷新し農村を振興し、以て都鄙併進の實現を期せんことをす。

(三)決議事項

左記決議事項につき賛否を求む。

決議事項

一、農務者の獨立

速かに農務者を獨立し農政の確立統一を期す

二、食糧政策の確立



食糧の充實と適當なる價格維持の主旨に適するが如く米穀法並に該委員制度を改正し、農業倉庫の普及を期す。

一、農家の負擔軽減

農家の負擔軽減の主旨を以て地租委讓の遂行を期す

一、自作農の創設維持

小作農の向上及自作農維持の主旨を以て小農保護政策の確立を期す

一、小作調停法の制定

小作問題は逐年紛糾を増大しつゝあるを以て速かに小作調停法の制度を期す

一、小作法の制定

小作者の地位を安定し農村の平和を保持する主旨を以て小作法の制定を期す

一、衆議院議員選舉

來る總選舉には年來主張せる農業に理解あり誠意ある議員の選出を期す

長野縣代表者其他一名の原案賛成意見あり。議半ばにして大木帝國農會長の挨拶に移る。

(四)大木帝國農會々長の挨拶

我國現下の農業の不振なる實情を縷説し、次で農業が國家の獨立、國利民福の源泉なるの見地よりして農業を救済するの必要を論じ、其方法として右決議事項の實行を期するの急務なるを力説し、此の方向に向ひて十分なる奮闘せられん事を希望すと結ぶ。

會長の演説終了後審議未了中なりし前記決議事項を再び議題に附し採決を取りたるに、衆議院議員選舉の件を除くの外他は全て決議事項として原案通り可決し、衆議院議員選舉の件は單に申合はせ事項と爲すに決す。

(五)演説

會員交々立ちて或は來るべき總選舉には必ず農業に理解ある者を多數選出せしむる必要ありと論ずるもの、或は寧ろ總選舉には農業者自ら立候補すべしと激勵的演説を爲す者、或は自作農の創設維持の方法として帝國中堅農家組合の提唱を叫ぶ者等あり。

尙帝國農會評議員長田代議士緊急動議として左記事項を更に決議事項中に追加するの件を提議す。

追加事項

一、選舉法別表改正の件

二、經濟復興豫算と農村振興との件

三、農業爭議煽動者を取締るの件

四、言論取締りの件



採決の結果決議事項中に加ふるの形式を採らず單に實行を期する事に決す。  
(午後四時四十分閉會)

## 帝國農政協會實行委員會

一、日時 大正十三年一月廿五日

一、場所 東京市丸ノ内帝國農會

一、司會者 帝國農會副會長矢作榮藏

一、出席者 委員計四十七名(道府縣各一名)

前日開催の帝國農政協會第一回總會に於て決定せられたる決議事項の實行を圖らんが爲め、矢作副會長司會の下に更に協議會を開催す。協議に入るに先ち、福田帝國農會幹事帝國農政協會幹部を代表し、農政協會は實行機關なるを以て吾人は宜しく此方針の下に猛進する處あらんとすと述べ。

### ● 協 議

主として總選舉に對する帝國農政協會の態度に付き論議したるが、其論點とする處は農業に基礎を置く農業黨を組織するや或は既成政黨中に理解ある者を選出するやの點にして、遂に意見の一致を見ずして休憩となれり。

(午後一時半再開)

● 緊急動議 關稅撤廢の延長に絶對に反對の件。



採決の結果満場一致可決せらる。

●決議事項實行方法

實行方法としては帝國農會幹事、委員及び帝國農會總會に於て舉げられたる實行委員に一任することに決す。

●申合はせ事項の實行方法

採決の結果秋田、栃木、岐阜、京都、大分、岡山、愛媛、新潟代表者を委員とせる八名の委員を選び左記事項を遂行することに決す。

實行方法

- 一、帝國農政協會は道府縣農政團體に對し此際活動を促すべき最善の努力を爲す事
  - 二、道府縣農政團體に於て適當と認めたる議員候補者に對しては極力應援をなす事
  - 三、各地方に於ては講演者其他適切なる方法を講じ農業者の政治的自覺を促す事
- 尙埼玉、千葉、栃木、山梨、愛知、岐阜、岡山等を委員として、今後屢々會合し決議事項の實行を圖るべき事を申合はせ午後四時半閉會せり。

## 日本農民組合關東同盟第二回大會

一、日時 大正十三年二月二十八日

一、場所 東京市本郷區帝大基督教青年會

一、主催者 日本農民組合關東同盟

一、司會者 關東同盟會長鈴木文治

一、出席者 代議員六十五名

一、來賓及傍聽者 約百名

●舉式の大要

一、開會 午前十時卅分

二、歡迎の辭

三、答辭

四、友誼團體祝辭

左記團體の祝辭ありたり。

(イ) 勞働總同盟代表者 加藤勸十



(ロ) 同

齋藤健一

(ハ) 全日本鑛山労働者代表 麻生 久

(ニ) 關東機械工組合代表者 杉浦敬一

(ホ) 東部合同労働組合代表者 渡邊正之助

(ヘ) 大日本労働者教育協會代表者 木村 盛

其他數名の祝辭演説あり。

●會長挨拶

關東同盟の發展狀況として、所屬組合員が昨年以來著しく増加せること、關東同盟の内容充實し而かも組合運動が永續性を帯び來たりたると同時に農村運動の内容も從來單に經濟運動の範圍に止まらずしものが現在に於ては其内容を變じて農村文化運動と化し而かも農村改造運動が其中心を形成しつつありと冒頭し、吾人は今や將に全國工業労働者と提携し改造運動の共同戦線に立つべき決心を要するの秋にして、此方向に邁進するに於ては遠き將來には一道の曙光を認むるを得可きも、決して吾人は猪突すべきにあらず、十分に隱忍自重して實力を養成し以て大成を期せざるべからずと結ぶ。

六、各種報告

(一) 地方報告

(イ) 山梨縣聯合會情勢 報告者代議員林實

(ロ) 群馬縣聯合會情勢 報告者理事須永好

(ハ) 新潟縣概況 報告者代議員中野某

新潟縣に於ては北蒲原、中蒲原二郡下に數個の組合支部あり。

(ニ) 千葉縣概況 報告者代議員鈴木豊

千葉縣下に於ては大正十二年初めて農民組合に加入し、目下は組合支部二個所あるに過ぎざるも漸次増加の傾向あり。

(ホ) 神奈川縣概況 報告者代議員澁谷登

縣下に於ては未だ組合支部の設置を見ず。

(ヘ) 關東同盟所屬以外を一括して報告 報告者本部員三宅正一

(二) 本部事務報告 主事莊原達

關東同盟所屬組合員は大正十二年設立大會以來其數を激増し、一ケ年間約十倍の會員を算するに至れり。昨年大會以來一ケ年間に亘る講演會は實に二百五十回に上り、本部直接に主催せる農民夏期大會は五十四、間接に本部が後援せるもの六十五回なり。

同盟所屬支部並に直接本部の關係せる小作争議は一ケ年間の總件數百二十件にして、其の内要求貫徹



したるもの六十四件、地主側に於て相當讓歩し小作料を輕減せるもの六件、地主側と妥協し解決せるもの四件、其他は今尙未解決の状態にあり。

今一ヶ年中に於ける關東同盟關係事件中の主なるものを舉げんに、大要左の如し。

大正十二年六月 北海道神樂村爭議に際し本部より三宅正一を派し、小作人側(又小作人の意味)を應援せり。

同年八月 群馬縣山田郡強戸村に夏期大會を、同縣下高崎市に理事會を開催せり。

同年九月上旬より中旬未曾有の關東大震災に際し、本部に於ては臨時活動として救護事務を開始し、組合員にして被害を蒙りたる者及び細民罹災者の救護に従事せり。

同年九月下旬 縣會議員改選期に際し山梨縣より一名、群馬縣より三名の組合員立候補ありたるも不幸にして落選せり。

同年十一月下旬 第二回理事會を開催し、主として新政黨組織の件に關し協議を行へり。

(三) 本部會計報告

會計報告は理事會に一應報告し其承認を得たる上にて本會議に報告する事に決す。

●資格審査委員會報告

本日出席の代議員六十五名は審査の結果全く資格あるものと認む。

●建議案委員會報告

審査の結果、提出議案中二十三の議案を採擇し、大會の議案として採用するに決定を見たりと報告す。

●緊急動議

五千人以上の組合員を包有する支部若くは聯合會には責任ある事務員及び理事を常置するの件(群馬、山梨兩聯合會提出)

採決の結果大會議案として前記二十三議案に追加するに決す。

七、議事

二十四件の採擇議案の逐條協議を爲す。

議案第一 農會運用に關する件(山梨縣聯合會提出) 農民組合は決議して系統農會に役員を出すこと

(大多數にて原案通り可決す)

議案第二 肥料國營に關する件(神奈川縣愛甲郡依知村組合提出)

(原案通り可決す)

議案第三 移民政策に對する件(本部提出)

平和的移民政策を採ること(原案通り異議なく可決す)



議案第五 小作法案に關する件 (群馬縣室田農民組合提出)

議案第六 土地政策に關する件 (本部提出)

議長指名の委員に依り新に組織せらるべき常置農政調査委員會に兩議案を附議し、同委員會に於て調査することに決定す。

議案第四 國際労働會議に關する件 (本部提出)

小作人は明に労働者なるを以て、國際労働會議に於て農業に關する事項の協議せらるゝ場合は、我國に於ても小作人側より代表者を送ること。

(満場一致にて原案可決せらる)

議案第七 小作爭議細停法案に關する件 (本部提出)

此法案に絶對に反對すること

(満場一致可決す。)

議案第八 支部の内容充實を計るの件 (群馬縣聯合會提出)

(厚案通り確定せり。)

議案第九 社會運動取締法に關する件 (流言蜚語取締法、治安警察法、過激法案) (本部提出)

此等法案に反對することに可決す。右取締法に付き政府に警告を與ふるの緊急動議提出ありたるが大

多數にて可決せらる。

●緊急動議 山梨縣中巨摩郡藤田村の小作爭議に對し本部に於て應援することの件 (可決)

議案條十一 農民祭創始の件 (千葉縣酒々井組合、本部提出)

農閑期を利用して農民祭日を設けること及び本案を第三回全國大會に提出することに可決す。

議案第十二 農業教育普及に關する件 (山梨聯合會提出)

厚案可決せられ、其實行方法として本部の農業教育部を擴充することに決す。

議案十三 農民負擔の輕減に關する件 (山梨縣聯合會提出)

議案第十八 復興國債償還に關する件 (同 右)

議案第二十二 農村金融問題に關する件 (同 右)

右之案を一括し、約十名の實行委員に附託することとし、委員の選任は本部に一任することに異議なく決定す。

議案第十四 統計部設置の件 (山梨縣聯合會提出)

(本部調査部に二任のことに可決)

議案第十五 土地購入に關する件 (同 右)

大同團結して土地を購入せんとする時は、土地の評価を能ふ限り引下げて購入すること



(満場一致可決)

議案第十六 農民運動犠牲者慰安に關する件 (同 右)

犠牲者に對して物質的、精神的の慰安を與ふことに決す。

議案第二十 普選促進運動に關する件 (新潟縣北蒲原郡大崎村須戸組合提出)

議案第二十三 來る可き總選舉に對する農民組合の態度 (本部提出)

兩案を一括して討議したるに、議案第十九の實行方法としては各地の實狀を考慮しつゝ行ふことの修正意見出で、大多數にて可決せらる。

議案第二十三に對しては地方の事情に依りて適当なる候補者を擁立することとし、若し立候補ありたる場合は更に本部理事の承認を得ることの修正意見多數にて可決せらる。

議案第二十三 農民に對する恩給制度設定の件 (山梨縣聯合會提出)

二十ヶ年以上勤續の農民に對し十ヶ年勤續の巡查に支給する現行恩給額と同額の恩給を支給すること採決を問はんとしたるに、提出者側の都合に依り之を撤回せり。

議案二十四 五千人以上の組合員を包有する支部若くは聯合會には責任ある事務員及び理事を常置するの件 (群馬、山梨兩聯合會提出)

本部一任の事に決す

議案第十七 機關紙の件 (本部提出)

關東同盟本部機關紙たる日本農民新聞は此れを廢刊し、總本部機關紙「土地と自由」を以て同じく關東同盟の機關紙とする事。

(原案通り可決)

議案第十九 會費の件 (本部提出)

從來の定額たる一ヶ月一錢二厘の本同盟會費を最高月額金三錢に改正し、其改正金額以内に於て本部理事會が適當に考慮して定額を定むる事に決す。

議案第二十一 規約改正の件 (本部提出)

關東同盟規約第一章第四條第二項中の事業部門に更に政治部、事業部、青年部の三部門を追加挿入することに決す (別項改正規約参照)。

議案第二十五 次期大會の件 (本部提出)

場所 原則として東京、特別の事情ある場合には場所を變更すること

時期 大正十三年二月中旬、期日及び期間其他具體的方法は理事會に一任のこと

●緊急動議 大正十三年度全國大會を東京に關催するの件 (本部提出)

(満場一致可決)



●農政調査委員會報告

曩きに、農政調査委員附託となれる「議案第五」小作法案に關する件及び「議案第六」土地政策に關する件の兩案に就き審議し

- (一) 各地の地理的便否を考慮すること
- (二) 法律の改廢を必要とすること
- (三) 政治的活動を要すること

等の三方面より調査する事に決したりと報告し、賛否を問ひたるに滿場異議なく可決せり。因みに委員氏名は左の如し。

農政調査委員(合計十名)

須永好、名取二十郎、古谷貞雄、細野三千雄、落谷濟、清水甫之助、岡部完介、鈴木文治、片山某、澁谷昇

八、役員選舉

役員詮衡委員集合協議を重ねたる結果、左記役員の詮衡を終へたるを以て、再び本會議を開き附議し其承認を得たり。

役員

會長 鈴木文治

主事 莊原 達

會計 岡部完介

理事 (十名)

名取二十郎 (山梨)

古谷貞雄 (同右)

劍持榮次郎 (同右)

須永好 (群馬)

大澤忠七 (同右)

碓井省吾 (新潟)

立川與次郎 (同右)

伊藤泰次郎 (宮城)

清宮芳雄 (千葉)

澁谷昇 (神奈川)

事業部門委員 (八名)



調査部 岡部完介  
出版部 淺沼稻次郎  
政治部 莊原 達  
法律部 古谷貞雄  
事業部 平野力三  
宣傳部 平野力三  
教育部 赤松克麿  
青年部 三宅正一

(午後五時開會)

### 日本農民組合關東同盟規約 (大正十三年二月改正)

#### 第一章 名稱及位置

第一條 本同盟は日本農民組合關東同盟と稱す

第二條 本同盟は本州中部以北に於ける日本農民組合を以て組織し本部を東京に置く

#### 第二章 目的及事業

第三條 本同盟は加盟組合の利益を擁護し其の綱領の貫徹を圖るを以て目的とす

第四條 本同盟は前條の目的を達するため左の部門を置き必要なる諸事業を行ふ

- 一、宣傳部
- 二、教育部
- 三、出版部
- 四、調査部
- 五、法律部
- 六、青年部
- 七、事業部
- 八、政治部

#### 第三章 役員

第五條 本同盟は左の役員を置く

- 會長 一名、
- 主事 一名、
- 會計 一名、
- 理事 若干名、
- 書記 若干名、
- 會計検査役 二名、
- 顧問 若干名、

第六條 會長は大會に於て選舉し本同盟を代表し大會及び理事會の決議に基き一切の會務を總理す

第七條 主事は大會に於て選舉し會長を補佐して會務を處理す

第八條 會計は大會に於て選舉し金錢及財産の保管に任ず

第九條 理事は大會に於て選舉し會長を補佐し會務を執行するものとす

第十條 書記は會長之を選任し理事會の承認を得ることを要す

第十一條 會計検査は大會に於て代議員中より選舉す

第十二條 會長主事會計理事及會計検査役の任期は凡て一ヶ年とす



第十三條 顧問は理事會に於て推薦し本同盟の諮問に應ず

第四章 機關

第十四條 本同盟の機關を分ちて左の二つとす

一、大會

二、理事會

(一) 大會は本部役員並に代議員を以て組織し本同盟の重要な事項を協議決定するため毎年一回會長之を召集す

理事會に於て必要と認めたる時は臨時大會を開くことを得

(二) 理事會は會長主事會計理事を以て組織し會長之を召集し大會の決議事項を執行するものとす

第十五條 代議員は各加盟團體を以て選舉區とし組合員五十名毎に一名の割合を以て選出す

第五章 會計

第十六條 本同盟の經費は各加盟組合の負擔とし其の金額は大會に於て之を定む

第十七條 本同盟の決算は毎年大會の承認を得る事を要し且つ會計狀態は理事會毎に之を報告するものとす

日本農民組合第三回全國大會

一、日時 大正十三年二月二十九日

一、場所 大阪市天王寺公會堂

一、主催者 日本農民組合

一、代議員 四百七十名

出席代議員類別

聯合會及府縣別

代議員數

北 攝

吉岡八十吉外十名

大 阪 府

寺島宗一郎外三十二名

兵 庫

高丸雄平外三十九名

京 都 南 桑

佐々木隆太郎外十五名

京 都 綴 喜

奥本吉太郎外二十二名

京 都 久 世

池垣岩吉外十九名

奈 良

福田勝彦外二十九名



|   |         |           |
|---|---------|-----------|
| 三 | 重       | 上田音市外十三名  |
| 岡 | 山旭東     | 岡村隆次外五十四名 |
| 岡 | 山兒島     | 森本松次郎外十一名 |
| 山 | 蔭、山口、滋賀 | 湯原彦三外四十二名 |
| 香 | 川       | 畑中憲吉外百十五名 |
| 關 | 東       | 莊原達外十八名   |
| 山 | 形       | 三宅正一外七名   |
| 九 | 州       | 高崎正戶外二十九名 |

一、傍聽者 六百七十五名

|       |      |     |      |
|-------|------|-----|------|
| 傍聽者類別 | 傍聽者數 |     |      |
| 北     | 攝    | 百 名 |      |
| 大     | 阪    | 府   | 百六十名 |
| 京     | 都    | 二十名 |      |
| 奈     | 良    | 六十名 |      |
| 三     | 重    | 八十名 |      |

|   |   |      |
|---|---|------|
| 岡 | 山 | 四十二名 |
| 香 | 川 | 百三十名 |
| 九 | 州 | 八十名  |

第一日（二月二十九日 午前十一時三十分開會、午後五時三十分閉會）

前夜來來阪せる組合員一同は大會に氣勢を添ふる爲め、中之島公園を起點として途中示威行列を試みつゝ會場に乘込む計劃を立て、二十九日午前八時大阪府下山田村の農民組合員を始め中之島公園に參集し、その數七百餘名に達せり。こゝに於て行政長藏發聲の下に農民組合の萬歳を三唱し、北河内聯合會を先頭とし九州、關東、山陰、山口、滋賀、西讚、東讚、岡山兒島、岡山旭東、三重、兵庫、東幡、奈良、京都、久世、桑名、相樂、綴喜、大阪聯合會の順序に組合旗十一流長旗三流を押立て、進行を開始し、進路を浪花橋中央部にこり堺筋通を經由し午前十時四十分天王寺公園に入り會場に到達せり。進行の途次岡山聯合會員等は岡山縣赤磐郡石生村田原下に立てられたる立毛差押の木札を振翳しつゝ示威行列に參加したるも、警察官の注意に依り撤回せしめられたる外不穩の行動なく、時々農民歌を高唱して幾分緊張味を添ふるに過ぎず。

開會に先ち岡山支部員指導の下に代議員一同農民歌（大正十二年十二月編本邦勞働運動調査報告參照）の合唱あり、杉山組合長座長となり開會を宣す。



一、歡迎の辭 北河内聯合會所屬代議員 寺島宗一郎

永年の間虐待の下に生活し來たりたる農民は今や全く永久の夢より醒め、あらゆる壓迫と迫害とに抗しつゝ、世界戦に立ちたるも、正義の向ふ處戦は吾人に常に有利なりき。農村の疲弊を現在の儘に放任せんか、國家は滅亡の途を辿るの外なく、吾人は國家を憂ふるものなるが故に徹底的に農村振興に努力せざるべからざるを思ふ。此目的の下に本大會には多數の議案提出せらるべきにより慎重に審議あらんことを希望す。

二、答 辭 山梨縣聯合會所屬代議員 名取仁三郎

往古より虐げられ來たりたる吾々農民の地位を合理的基礎のもとに回復するは、農民運動の目標たり。従つて吾人農民は互に團結してブルジョア階級に當り彼等の反省を促し、以て國家を泰山の安きに置かざるべからざるを信じて疑はざるものなり。

三、祝 辭

(一) 友誼團體全國水平社代表 米田 富

特權内閣に依りて農村振興策の一として自作農維持並に獎勵の實行を見んとするの時に際し、日常尊敬する農民諸君によりて本日第三回全國農民大會が開催せられたるは、農村文化と直接關係を有する吾々解放運動團體一同の欣快とする所なり。

(二) 友誼團體官業労働關西同盟會代表者 花岡 潔

諸君の努力に依りて隆昌を致せる農民組合主催の大會に於て席上祝辭を述べることを得るは無上の光榮とする所なり。諸君、今後一層の奮闘を以て理想の彼岸に達せられん事を切望す。

(三) 友誼團體日本労働總同盟代表者 西尾 末廣

大正十三年の日本労働總同盟大會の決議に基き諸君に挨拶せん。吾人の理想實現のためには相互提携の下に邁進せざるべからず。勿論吾人は各々其特種の立場により獨自の立脚點を有するものなるも、被搾取階級たること並に自由を束縛せらるゝの二點に於ては兩者全く其軌を一にするものなるが故に、此點よりして吾人は共に相扶け連絡を保ちつゝ、共同の敵にあたり地位の進展を計らざるべからず。然も理論上のみならず實際上の活動關係、就中人的方面の觀察を以てするも、從來相互に密接なる關係ありし事實は諸君の夙に熟知するものなるを想ふの時、協力以て互に完全なる提携を形成する必要愈々切なるものありと論じ、左記の如き總同盟大正十三年大會の決議文を朗讀せり。

日本農民組合に對する決議文

日本労働總同盟大正十三年大會は日本農民組合の奮闘に對し敬意を表す

今後兩者提携し無産者解放の爲め奮闘せられん事を切望す

大正十三年二月十一日

日本労働總同盟第十三年大會



(四) 電報祝辭 本部員仁科雄一代續

四、各種委員及書記の任命

各種委員及書記の任命方法は議長指名に決し、左記の如く決定せらる。

書記(合計六名)

安藤國松、大西俊夫、山岡良甫、畚野信藏、中野省夫、村尾隆

資格審査委員(合計十八名)

名取二十郎、高橋與一郎、土屋健策、内野威千代、竹内權次郎、山田久治郎、奥本吉三郎、北村長松、北野平太郎、山田周吉、本田章正、原佐太郎、城戸龜雄、平木幸助、山田庄三郎、中野新四郎、中井篤太郎、古竹友一

法規委員(合計三十一名)

淺沼稻次郎、荒井鯉太郎、三宅正一、古屋貞雄、羽島高藏、鈴木文治、波川幸太郎、南勝藏、吉岡八十一、畑與三郎、林英吉、山岡良甫、藤井熊吉、岡田源太郎、北川惣太郎、森本李治、高石秀次郎、稻村政治、大林熊太、福家直一、家野猛之、内田繁、山田健次、花田重郎、湯原彦三、疋田市松、畑中虎吉、久米川信太郎、荷塚九平、久保與一、香川庄平

豫算委員(合計二十八名)

羽島作藏、岡田由太郎、須永好、平野力三、岡田彌一、三木喜三郎、辻榮太郎、小林林之助、山村仙太郎、坂本兵藏、南良奈松、山下庄之助、山本光雄、魚住貞次、尾崎清吉、河本重吉、宮向國平、岡村隆次、阿部正吉、長谷文吉、森本幾平、藤本金助、松田喜平次、沼田市郎、遠山貞七、古川松藏、佐々木繁次、池内岩太、

決算委員(合計十八名)

清宮芳雄、河合榮三郎、茨木安三、川崎種松、梶卷大吉、中川彦次郎、西村米藏、廣島多藏、藤原武吉、土井勝藏、河本喜正、奈良米一、山神種一、平田國太郎、松本國次、古市利吉、前川竹次郎、大東多賀藏、

建議案委員(合計二十三名)

森村次郎、岡部完介、莊原達、宮川伊太郎、池垣岩吉、佐々木隆太郎、竹川龜太郎、田中梅松、上田音松、黒田重吉、山上武雄、岸本貢、岡田末記、高崎正戸、福田勝彦、松本積善、大村千太郎、三好萬次郎、川田直次、三好久太郎、前川正一、眞屋卯吉、川窪庄太

五、資格審査委員會報告

資格審査の結果大正十二年十二月迄組合費完納有資格代議員數五百十八名、本日出席代議員數四百四十一名なりと委員長奥本吉三郎報告する所ありたり。



六、本部報告

(一)本部會務報告 本部長 仁科雄一

本年二月十五日現在によれば關西側支部總數二百八十一、組合員數二萬四千七百七十名、又關東側は支部總數五十三、組合員數四千四百八十四名の數字を示し(大正十二年十二月末日現在)、兩者を合算するに於ては全國に亘り支部總數三百二十四、組合員總數二萬八千六百五十四名を算するを得可く、多少の重複あるも、大正十三年に入りて新に成立したる山梨縣聯合會の約八千名及び群馬聯合會の約四千名を更に加算するに於ては組合員實に約四萬人に達するの盛況を示す。其分別左の如し。

| 關西側 | 支部數 | 組合員數  |
|-----|-----|-------|
| 香川縣 | 六一  | 八、六四四 |
| 京都府 | 三八  | 二、九六三 |
| 岡山縣 | 六二  | 二、七五一 |
| 兵庫縣 | 三二  | 二、六九一 |
| 大阪府 | 三二  | 二、五二八 |
| 三重縣 | 一六  | 一、三七一 |

|      |     |        |
|------|-----|--------|
| 奈良縣  | 一〇  | 一、〇五五  |
| 福岡縣  | 一八  | 一、二二四  |
| 熊本縣  | 二   | 三〇四    |
| 宮崎縣  | 一   | 一〇〇    |
| 滋賀縣  | 一   | 六〇     |
| 和歌山縣 | 一   | 三五     |
| 島根縣  | 二   | 一七五    |
| 鳥取縣  | 四   | 三三三    |
| 山口縣  | 一   | 三六     |
| 計    | 二八一 | 二四、一七〇 |

關東同盟側

|     |      |       |       |
|-----|------|-------|-------|
| 新潟縣 | 茨城縣  | 組合支部數 | 五三    |
| 秋田縣 | 群馬縣  | 組合員總數 | 四、四八四 |
| 宮城縣 | 千葉縣  |       |       |
| 福島縣 | 神奈川縣 |       |       |
| 岐阜縣 |      |       |       |



演說會、講演會等は機關雜誌「土地と自由」に毎號發表の如く各地に於て盛大に舉行せられ、又組合主催農民學校は大正十二年八月一日より同五日迄二ヶ所に於て開催せり。理事會は二回開催し、その第一會に於ては第二回大會後に大會決定事項の實行方法を協議し、第二回の理事會は大正十三年一月十日に開き第三回大會開催の準備に就き協議を行ひたり。

第二回大會後今日に至る一ヶ年間に於て本組合の開催せる小作爭議は組合支部數に等しき件數に上り、就中全國的に著名なる爭議は大阪府三島郡山田村、岡山縣藤田農場、熊本縣八代郡郡築村等に起りし爭議なり。此等爭議中民事訴訟として法廷に於て争はれたるもの七百件、之れが關係組合員八百九十三名、刑事訴訟に係るもの十二件、その關係組合員四十九名に上れり。民事事件數を縣別にすれば左に示すが如し。

|     |        |     |     |
|-----|--------|-----|-----|
| 岡山縣 | 三百九十三件 | 大阪府 | 十八件 |
| 兵庫縣 | 八件     | 香川縣 | 七件  |
| 奈良縣 | 三件     | 京都府 | 三件  |
| 三重縣 | 一件     |     |     |

爭議の結果に於ては、少數の未解決を除きては大多數和解に依り最高七割減、最低一割二分減にて解決を見るに至りたり。

(二)會計報告 本部長 行政長藏

大正十二年度總收入 三、六七一、七九(會費雜誌料其他)

内 譯

|         |        |
|---------|--------|
| 大正十二年三月 | 二〇六、九一 |
| 同 年四月   | 一五六、六〇 |
| 同 年五月   | 一四二、四八 |
| 同 年六月   | 二五三、八〇 |
| 同 年七月   | 三四二、四八 |
| 同 年八月   | 二一六、〇〇 |
| 同 年九月   | 二八九、九〇 |
| 同 年十月   | 九四、九四  |
| 同 年十一月  | 二六八、二六 |
| 同 年十二月  | 四五六、五六 |
| 大正十三年一月 | 七三七、三三 |
| 同 年二月   | 六五二、七三 |



前年度より繰越

三三、五八

大正十二年度總支出

二、七二九、五三

内 譯

大正十二年三月

一二六、八〇

同 年四月

一八八、五八

同 年五月

一七九、八七

同 年六月

二二五、三〇

同 年七月

五二六、〇〇

同 年八月

二二五、八〇

同 年九月

二二六、九三

同 年十月

二〇七、一五

同 年十一月

二五九、一九

同 年十二月

二六九、一六

大正十三年一月

三六〇、六六

同 年二月

二六三、四四

差引殘高

九四二、二六

七、同盟會聯合會報告

關東 同盟 報告者 莊原達

九州聯合會 報告者 高崎正戸

香川聯合會 報告者 前川正一

京都聯合會 報告者 佐々木隆太郎

岡山聯合會 報告者 河本重吉

三重聯合會 報告者 上田乙吉

北河内聯合會報告者 寺島宗一郎

以上の報告者交々起ちて或は關東同盟又は各地方聯合會の一ヶ年間に於ける發展の内容、組合運動の狀況、小作爭議の成果等より更に進みて各地地主階級の横暴なる態度、官憲の壓迫等の事情を報告す。

八、建議案委員會報告 委員長山上武雄報告

提出せられたる建議案は左記の五十二件にして、委員會に於て審査の結果採用せられたるもの二十一件となれり、全建議案左の如し。

(一) 建議 案 (原文の儘)



一、地主の他地方雇入差止の件

(北攝聯合會提出)

一、來る五月總選舉に組合以外の候補者に對しては絶對傍觀の態度をとる事(同)

右)

一、來る可き總選舉には日本農民組合は傍觀的態度をとつて絶對に選舉運動に關與せざる事

(旭東聯合會提出)

一、來る可き總選舉に對する農民組合の態度

(關東同盟會提出)

一、市町村會議員選舉に當りては可成吾等の手に入るゝこと

(香川聯合會提出)

一、全國各地に散在する支部相互間に於ける密接なる聯絡を圖る施設をすること

(山陰母里支部提出)

一、農民運動第二期事業調査

(吉田辨護士提出)

一、解決後の對策として經濟運動の確立と組合の結束上積立金を爲すこと

(香川聯合會提出)

一、闘士養成常設農民學校開設

(吉田辨護士提出)

一、青年闘士養成之件

(同) 右)

一、小學校教師に組合員中の青年補習教育を一任して可なりや組合として此對策如何

(旭東聯合會提出)

一、農村無財青年團設立の件

(葛野支部提出)

一、農村無財軍人會組織の件

(葛野支部提出)

一、今後は婦人の組合加盟を極力勧誘して大會の代議員に婦人の選出を承認するの件

(旭東聯合會提出)

一、宣傳部員増加の件

(吉田辨護士提出)

一、朝鮮に日本農民組合を宣傳する爲め宣傳隊を派遣の件

(旭東聯合會提出)

一、メーデーの如く我農民組合デーを制定すること、其日は第一回大會の記念日たる四月九日となす

(同) 右)

一、農民祭創始の件

(關東同盟提出)

メーデーと稱する勞働祭にしき農民祭を舉行する要あり

一、農業従業者に非らざる農民運動者は組合より勇退を聲明するの件

(旭東聯合會提出)

一、總本部同盟會役員選任の件

組合の趣旨に反したる勞働運動者及思想團體より役員たるものを排斥す(北河内聯合會提出)

一、農民組合が海外及北海道移民に對し獎勵又は指導の方法を講じたきこと(旭東聯合會提出)

一、移民政策に關する件

(關東同盟會提出)



一、小作料金納の可否及可とするれば其實施期と實施する迄の運動方法に關する件

(旭東聯合會提出)

一、不勞所得に生きる大地主を撲滅し自作農創定の目的達成の手段として小作料引下を累進法によりては如何

(綴喜聯合會提出)

一、自作農獎勵反對の件

(香川聯合會提出)

一、地主の土地の賣逃げの對策の件

(同 右)

一、土地政策の對策

法定地價に近き相場にて國有として組合管理の件

(同 右)

一、土地政策に關する件

個人の私有を廢し社會の公有として使用權の確立と組合共同經營の發達助成を爲すの件

(關東 同盟提出)

一、荒廢土地管理に關する件

(北河内聯合會提出)

一、關東及關西の同盟會を廢して全國を統一するの件

一、一人に付金貳錢を全部總本部に納入する件

(旭東聯合會提出)

一、會費未納に關する件

(北河内聯合會提出)

一、農産物の原種子の交換を總本部に於て斡旋せられたること

(花岡 支部提出)

一、農事改良進歩收護利益方法の件

(湊 支部提出)

一、優良種子を全國組合より交換の件

(一志 支部提出)

一、米穀検査員を組合員中より選定の件

(花岡 支部提出)

一、農民運動犠牲者に關する件

(一志 支部提出)

一、總本部に電話設置の件

(香川一志支部提出)

一、各府縣の農業爭議取締令に對する徹底的反對の件

(香川聯合會提出)

一、社會運動取締法案に關する件

(關東 同盟提出)

一、小作爭議の調停法案に關する件

(同 右)

一、小作法案に關する件

(同 右)

一、農會に對する件

各系統農會役員を小作人に於て占むること

(同 右)

一、農村金融機關の農民化

(香川聯合會提出)

一、肥料の國營に關する件

(關東 同盟提出)

一、消費組合の發達助成の件

(同 右)



- 一、青年部設置の件 (同 右)
- 一、農村金融問題に關する件 (同 右)
- 一、國際労働會議に關する件 (總本部提出)
- 一、宣傳綱領改正の件 (同 右)
- 一、主張削除の件 (同 右)
- 一、規約改正の件 (同 右)
- 一、機關紙の件 (同 右)

以上の諸案中より左記二十項を採擇議題に附することに決す。

(二)採擇議案

- 一、宣言綱領改正の件 (總本部提出)
- 二、主張削除の件 (同 右)
- 三、メーデーの如く我農民組合デーを制定するの件 (旭東聯合會提出)
- 五、小學校教師に組合員中の青年の補習教育を一任せざるの件 (同 右)
- 六、今後は婦人の組合加入を極力勸誘して大會代議員に婦人の選出を爲すの件(同 右)
- 七、移民政策に關する件 (關東同盟、旭東聯合會提出)

- 八、朝鮮に日本農民組合を宣傳する爲め宣傳隊を派遣するの件 (旭東聯合會提出)
- 九、爭議解決後の對策として經濟運動の確立と組合結束上積立金を爲すの件(香川聯合會提出)
- 十、土地政策に關する件 (綴喜聯合會提出)
- 十一、來るべき總選舉に對し農民組合の態度に關する件 (北攝、旭東聯合會提出)
- 十二、小作法案に關する件 (關東同盟提出)
- 十三、小作爭議調停法案に關する件 (同 右)
- 十四、各府縣の農業爭議取締令に對する徹底的反對の件 (香川聯合會提出)
- 十五、社會運動取締法案に關する件 (關東同盟提出)
- 十六、勞農ロシヤ承認の件 (同 右)
- 十七、國際労働會議に關する件 (總本部提出)
- 十八、農民銀行設立に關する件 (同 右)
- 十九、肥料國營に關する件 (關東同盟提出)
- 二十、機關紙の件 (總本部提出)

第二日(三月一日) 午前十時半開會、午後八時四十分閉會)

杉山組長護長席に着き大會第一日に於て採擇せる議案の逐條協議に移る。



一、協 議

第一案 宣言綱領改正の件

(總本部提出)

第二案 主張削除の件

(同 右)

右二議題を一括して本部員仁科雄一提案理由を説明す。

此等の提案は當組合の精神を變更する重大なる結果を招來するに至るべきが故に、特別委員會に附託せん事を須永好より動議あり。こゝに於て議長は該動議の賛否を議場に諮りたるに大多數にて可決せられたるを以て、左記委員を指名し特別委員會に附議せり。

特別委員

三宅正一、鈴木文治、家野猛、大林熊太、花田重郎、仁科雄一、大西俊夫、藤井熊吉、吉田賢一、細迫兼光、吉岡八十一、杉山議長事故ありて議長を鈴木文治に譲り、新に鈴木議長議長席に着き引續き議事の協議を進む。

第三案 メーカーの如く我農民組合デーを設定するの件

(旭東聯合會提出)

●代議員河本重吉提案理由説明

本組合は大正十一年四月九日をトし第一回大會を開きてより次第に隆昌に赴き今日の盛況を見るに至れるが故に、吾人は記念すべき此日を以て農民組合デーと定め、全國組合員一齋に休業し威力ある

運動の基本日と爲さんと欲す。

該原案に對し或は農繁期の關係より四月九日を以て不適當なりとし三月九日を至當なりとの修正意見を爲す者、收穫期の關係より論じて十月十日を適當なりと爲すもの、或は農民は労働者同一なる無産階級に屬す可きものなるを以て五月一日を主張する修正、或は原案に賛成を表する意見等種々論議盡されたる結果、原案賛成者多數にて原案通り可決せらる。

●緊急動議

本大會に送附せられたる工場労働者よりの決議文に對し、これが組合の態度を決定ありたき旨の緊急動議提出あり。理事會に一任する事に可決せらる。

第四案 青年部設置の件

(關東同盟提出)

●代議員三宅正一提案理由説明

青年部設置の必要は事改めて論ずる迄のことなきも、今其主なる理由の一端を述べんに、元來本組合は農民戸主のみに加入を許容せしも、他方に於ては官製青年團或は其他の機關の設立によりて農民組合に反對の氣運を醸成する各種の宣傳の農民青年間に行はれつゝある關係上、特に青年が將來農民組合を繼承すべき天命に置かるゝの勢情を考慮するに於て青年部設置の必要を見るなり。而して其規約は中央委員會に一任せんとす。



## ●代議員花田重郎

農民運動が老人のみによりて行はるゝ時は運動に種々支障を來たすを以て、青年が中堅と爲らざるべからず。

(採決)

規約作成委員會は其希望條件を原案に附加し、希望條件原案を採決に問ひたるに満場一致可決せり。

## ●緊急動議 代議員佐々木隆太郎

昨(二十九日)日の大會に於て労働總同盟より本大會に決議文を送附せられる外、曩に岡山縣下に起りたる小作争議に際して多大の援助を蒙りたるの關係にあり。然るに今、總同盟に屬する一組合が或發動機會社と争議を開始し既に争議開始以來三十二日を経過す。吾人は友誼團體として淺からざる關係にある總同盟所屬の該組合を援助せんが爲め、茲に寄附金を送らんことを動議す。

## ●緊急動議 代議員寺島宗一郎

大正十二年十二月十九日埼玉縣大里村に争議發生し、九百名の小作人が將に路頭に迷はんとせる際『私を犬死させるな』との一言を残して某女の自刃せるの事實あり。吾人は此行爲に對し最大の敬意を表せんが爲め前動議同様寄附金を送らんことを。

(採決)

一括議題に附し、双方に對し寄附金を集むる事に可決せり。

尙緊急動議として三月三日京都に於て開催せらるべき全國水平社大會並に總同盟に對し本組合より決議文を送呈するの件を提案ありたるに、其實行方法は本部に一任する事に可決せらる。

第五案 小學校教師に組合員中の青年の補習教育を一任せざるの件 (旭東聯合會提出)

## ●代議員宮向國平提案理由説明

農村青年は無産解放運動にとりて重要な職分を有するものなれども、其れに對する教育が小學校教員に一任せられ、所謂『農は國の基』なる辭柄に於て青年を瞞着し、其結果直接間接に吾人の運動を破壊しつゝあるを以て、吾人は青年の教育を小學校教育に一任せざること、し、組合自身の力により農民大學自由大學を設立して教育を施さんとする。

討 論

## ●代議員稻村政治

小學校教員は吾人の生活に理解を有する者なるも、小學校教員の生活を特權階級が掌握するの現状なるが爲め彼等は止むなく特權階級に傾使せらる。本提案を大會の決議と爲すは時宜に適せず。

## ●代議員山上武雄

現在の國定教科書を一瞥せば、小學校教員は特權階級の意の儘に動く小使の職責を盡すに過ぎざる



の實況を容易に知り得るを以て、吾人は絶対に小學校教員を信用する事能はず。青年の補習教育は吾人の手によりて可能なりや否やの如何に關せず、本大會の決議として現はるゝ時は少くとも特權階級に脅威を與ふるの效果あるべし。

(採決)

此等の代表的意見の外或は時期尙早なりとの保留説ありたるも、採決の結果原案多數にて可決せり。  
第六案 今後は婦人の組合加入を極力勧誘して大會代議員に婦人選出をはかる件

(旭東聯合會提出)

●代議員岸本貢提案理由説明

農民運動に婦人の力を必要とするは岡山縣藤田農場其他の爭議に於て十分立證せられたる處なるを以て、婦人が在來の戸主と提携以て共同の行動を採らんが爲め婦人を組合に加入せしめ代議員を選出せしむるを至當とす。

●討議に入るに先立ち曩きに決議せる總同盟所屬一組合に對し爭議援助寄附金七十圓六十八錢一厘を贈呈せる旨報告あり。此れに對し大阪機械工組合所屬塚本重藏は議長の許可を得て發動機爭議團を代表して挨拶を爲したり。

(討議)

●代議員畑中虎吉

明年開催せらるべき第四回大會に半數の婦人を出席せしむる事は恐らく不可能なりと考ふるが故に徹底的に農民教育を普及し婦人の知識的地位を嵩むるの條件を附加せんとす。

●本部員仁科雄一

農民組合の大會は組合員の大會にして、而も現在は戸主のみが組合員たるの實情にあるを以て、此等の諸點をも考慮ありたき旨の注意的意見を述べ。

右の外女代議員新谷モツ、原案に賛成意見を述べ。

(採決)

大多數にて原案通り可決せらる。

午後十二時十五分より一時間半休憩

第八案 朝鮮に日本農民組合を宣傳するため宣傳隊派遣の件

(旭東聯合會提出)

●代議員本多章正提案理由説明

我國の資本家は内地の小作人より利得を搾取するを以て尙満足せず、更に朝鮮に迄其手を延ばし、而も内地に於けるより一層甚しき暴威を逞ふし、爲めに朝鮮人は頗る苦境に陥りつゝあるは想像に餘りあり。吾人は人類愛の立場よりこれを應援するの意味に於て宣傳隊を朝鮮に派遣せんとす。



此時鈴木議長議場に諮りたる後傍聽席にありたる東京朝鮮勞動總同盟及大阪朝鮮勞動組合代表者李寬に發言を許可す。

●李 寬

余は此議案には極力賛成の意を表し、又出來得る限りの便宜を圖らんと欲するものなり。尙此際一の希望は年々内地より朝鮮に移住する移民の問題なるが、元來この種の移住小作人はブルジョアの手先なる事明なるを以て、此點を今日の大會に於て決議し、全國農民諸子に向つて聲明せられん事を望む。

(討議)

●代議員平野力三

余は原案に賛成す、其理由は朝鮮人口の大多數が小作人にして、而も朝鮮の農村は日本内地以上に疲弊の状態に置かるゝにも係はらず、同地は植民地として工業資本の侵入と侵略的ブルジョアの二重搾取の下に立ち、朝鮮人は其結果として故郷を追はれ各地に流浪せざるを得ざる現狀にあり。故に日本の農民は同じ無産階級の立場より彼等を應援すべき義務あり。

●代議員沼田市郎

現在の無産階級として、吾人は朝鮮は勿論のこと世界各國の無産階級と提携せざるべからざるも、

現在は本案を實行すること不可能と考へらるゝを以て原案に賛成を表するを得ず、宜しく留保すべきものと思惟す。

(採決)

保留賛成二百四十票、原案賛成百四十票にて議案は保留に決定す。

第七案 移民政策に關する件

(關東同盟、旭東聯合會提出)

●代議員平野力三提案理由説明

我國の人口問題及び外國の無産階級と提携する等の二つの關係に於て、移民政策は重大なる問題なりと思せらる。蓋し我國の一戸平均耕作面積は一町歩内外なるが故に、到底現在の制度の下に於ては食料の自給自足は不可能の事に屬し、之れが實現は農業の社會化を待ちて初めて達成し得可く、此社會化を導く一方法として現在或程度の移民を行ふを必要とするを以てなり。然るに外國殊に北米合衆國に於て排日の聲頗る高きは、從來我政府の移民政策が侵略主義なりしに職由するものなり。故に本部に於て徹底的にこれが研究を爲すと同時に、政府の行ふ政策に對し本組合より警告を發するの要あり。

(採決)

本提案に對し移民政策は吾人農民運動の戰鬥力を弱むるものなりとの理由により反對意見出でたる



も、採決の結果は原案の如く本部に研究並に實行方法を一任する事と爲し、原案の通り可決せらる。

第十七 國際勞働會議に關する件

(總本部提出)

●本部員賀川豊彦提案理由説明

國際勞働會議に勞働代表を選出するに際し我農民組合を除外せるは國際條約の明文に反するものなり。即ち國際勞働會議に於て列國の政府、資本家及勞働者の代表者は農業に従事する者をも包含すと決定しあるに徴して明にして、我組合は右の四ヶ條を決議し、政府に反省を促さんとす。

決議文 (原本の儘)

- 一、國際勞働會議の代表選舉に農民組合を參加せしせる事を要する事
- 二、國際勞働事務局をして小作人組合を勞働會議に參加せしむべきものなる事の明文を明細に記載せしむる事
- 三、日本政府をして國際勞働條約の條文に基き明確なる對小作人態度を決せしむる事
- 四、國際勞働事務局に向つて小作人組合の發達を阻害する我府縣令を彈劾する事

第九案 爭議解決後の對策として經濟運動の確立と組合の結束上積立金をなすの件

(香川縣聯合會提出)

各種の意見出で論議ありたるも、採決の結果各支部に於て任意に積立つるといふ條件を附して原案通り可決せらる。

●緊急動議 代議員西光萬吉

第三會大會の名に於て左記の如き決議を爲す事を提議し滿場一致可決せらる。

決議文 (原文の儘)

從來搾取制度の犠牲として存する國內に於ける因習の撤廢を期す。

●鈴木議長第二案宣言綱領改正の件に付き特別委員會の經過報告をなす。

特別委員會の結果組合の宣言綱領は改正の必要を見ざる事に決定せり。勿論組合の強大と國內事情の變遷をば各支部に於て相考慮し以て運動の實行に表現せられん事を希望す。  
右を議場に諮りたるに滿場一致可決。

第十案 土地政策に關する件

(關東同盟提出)

第十二案 小作法案に關する件

●代議員古屋貞雄二案一括提案理由説明

農民がブルジョアに搾取せらるゝは土地政策に根本的欠陥あるに起因するものなり。これを現行制度の下に於ける可能なる範圍に於て解釋するに、土地は生産者の管理に委ねらるべきものなり。現在



の法律はブルヂョアの爲めに制定せられたるものにして、民法の規定は外國法を其儘輸入して作られたるが爲め、小作人の耕作權は小作人に取りて甚だ不利なるものなり。故に吾人は吾人の力に依り小作法の原案を作成し、政府に迫るべきの要あり。以上説明の二案は一括して議定し指名十名の特別委員會に附議せられんことを希望す。

●緊急動議 代議員寺島宗一郎

歐洲大戰と共に土地會社が都市の近郊を買收したるが爲めに土地を荒廢せしめたり。斯くの如き土地を小作人の手に依り耕作せしむる時は相當の收益を取得するを得可きも、政府に於て土地荒廢を默認するは明に政府の罪なるが故に、吾人は此問題に關する建議案を作成して政府に反省を促さんとする。而して其實行方法は關東同盟提出の前二案と共に同一の委員に附託せんことを。

(採決)

三件を一括して左記委員に附託する事に可決確定せり。

特別委員(顧問辯護士を含む)

細迫兼光、吉田賢一、杉山元治郎、前川正一、寺島宗一郎、山上武雄、高崎正戸、須永好、古屋貞雄、鈴木文治

第十三案 小作爭議調停法案反對の件

(關東同盟提出)

古屋貞雄提案の趣旨を説明し、實行方法は一括前諸案同様の委員により政府に反省を求むる事に満場一致可決せり。

●各種委員會報告

(一)決算委員會報告 委員長河本喜正

本部會計は收入金三千六百七十一圓七十九錢、支出金二千七百二十九圓五十三錢、差引殘高九百四十二圓二十六錢を委員會に於て全部正當と認めたりと報告し、採決の結果可決せらる。

(二)法規委員會報告 委員長古屋貞雄

昨(二十九日)日の委員會は相當時間を費して組合同規約を作成せるを以て、本大會に於ても慎重なる態度にて討論せられん事を希望す、一括して議題に附す。

(イ)第一章總則に關する討議

第二條(註)中『其他本組合の承認したるもの……』の件

(註)第二條本組合は全日本に於ける小作農小作兼自作農及日雇其他本組合の承認したるものを以て組織す。

●代議員内田繁

此一句を挿入する時は組合の墮落を招來する懼あるを以て、須らく之を削除せざるべからず。かく



するに於て生ずる不便は顧問辯護士理事を如何にすべきやとの點なるも、かゝる人々は組合員とせざるも、裏面より組合を援助し得らるゝなるべしと思惟す。これ余が修正意見を提出する所以なり。

●代議員畑中虎吉

我農民組合の現状を観るに、本部役員及び香川縣の如きは聯合會長共に小作人以外の人にして、組合現在の發達並に將來の發展は此種の人々の援助と努力とに待つ處多し。故に此一句を排除するは時期尙早なり。

此等の代表的意見に加へ或は原案に賛成するもの、或は修正案に賛成するものありて相當論議せられたるも、採決の結果原案多數にて前項を削除せざることに決す。

(ロ)第二章目的に關する件

原文を『本組合は加盟組合の利益を擁護し宣言綱領の貫徹を計るを以て目的とす』に修正を爲す事に可決せり。

其他の條項は全部法規委員會決定の如く大體に於て異議なく可決を見たり。(別項參照)

第十四案 各府縣の農業爭議取締令に對する徹底的反對の件

(香川聯合會提出)

吾人は餓死に迫られ己むを得ず農民運動を起すものなるに、支配階級は國家權力殊に府縣知事は府縣令發布の權限を亂用して吾人の運動を壓迫するが故に、吾人は飽くまで此等の法令に反對せざる

べからずと代議員沼田市郎提案の理由を説明し、採決の結果原案通り可決を見たり。

●緊急動議 代議員名取二十郎

山梨縣中巨摩郡藤田村に於て現に爭議の渦中にある七十五戸の組合員に對し應援せん事を動議す。

(採決)

滿場の賛成を得て可決となり、其實行方法として大會の名に於て決議文及び電報を送る事を中央委員會に一任し、各自の寄附によりて義捐金を送ることゝなれり。

第十五案 社會運動取締令に關する件

(關東同盟提出)

代議員淺沼稻次郎提案理由を説明し、採決に問ひたる結果實行方法は中央委員會附託の事に可決せらる。

第十六案 勞農露國承認の件

(關東同盟提出)

代議員岡部完介提案理由として、我國はシベリア出兵により日清戰爭以上の損害を蒙り殊に無産階級は戰爭の結果常に幾多の生命の犠牲と重税を課せられたる事、無産階級は眞の意味の國際平和を愛するものなる事、今露國を正式に承認するに於ては沿海州の水田四百八十萬町歩を利用し得る事の三點を擧げて説明し、賛否を問ひたるに滿場一致可決せり。

●豫算委員會報告



本部の豫算案全部承認する事に委員會に於て決定せる旨を委員長須永好報告し、採決の結果異議なく可決せらる。

第十一案 來るべき總選舉に對する農民組合の態度

(北攝、旭東聯合會提出)

●代議員山上武雄提案理由説明

旭東聯合會は來るべき總選舉には絶對に之れに關與せざる筈なり。其理由の第一は來るべき總選舉は制限選舉なる事、第二は組合運動と政治運動とを同時に行ふは兩者混同するの悞あり、第三は若し總選舉に關與するの態度を採る時は既政成黨と妥協する憂ある事、第四は組合員より候補者を出すも當選の結果を見る事不可能なること等の諸點にあり。

(討論)

●代議員松能某

提案の理由として提案者の説明せられたる組合運動と政治運動とを同時に行ふ時は混同するの悞れありとの點は、香川縣の事情と趣きを異にする處なり。即ち香川縣に於ては昨秋の縣會議員改選期に當り數名の候補者を擁立し政戦を試みたるに、其結果として四千五百名の組合員は一躍二萬名に増加せるの事實あり、故に吾等香川縣聯合會は除外例を求む。

●本提案に對する本部政治研究會委員會の報告 報告者委員長吉田賢一

我農民組合の普選要求は傳統的的的目的なるは既に熟知せらるゝ處にして、我委員會は來るべき總選舉に對しては地方の事情により任意と定め、若し總選舉に關與する場合に於ては農民組合の主義に従ふ事とし、政黨組織時は期尙早の事に決定を見たり。

●代議員山上武雄

普選に近似する縣會と帝國議會とは事情を異にするものあるが故に、總選舉に投票するは予の反對する處なり。次に地方別に區分して態度を定むるは全く意味なく且又此れに對しても絶對に反對するものなるを以て、我日本農民組合は此大會に於て全國一致の態度を決定するの要あり。

此時議長は『來るべき總選舉の態度に就きてのみ討論せられたし』との注意を促す處ありたり。

●代議員山上武雄

普選を主張する代議士に投票するものこそせば今や既政成黨は凡て普選を主張しつゝあるの情勢にあるを以て、如何にして組合員の採るべき態度を決定すべきや、我々は寧ろ棄權を主張せんとす。議長再び立ちて、本質を論じても際限なきを以て來る總選舉に棄權するや否やの點のみを討論せられたき旨を述べ。

其後二三の意見出で議場も相當騒然たるものありし爲め、鈴木議長は、こは農民組合の興廢に關する重要議案なるを以て十分間休憩し、其間交渉委員會に於て相談しては如何と議場に諮り十分間休憩



せり。

(午後七時三十分再開)

●代議員須永好交渉委員會の經過報告

交渉委員は討論終結として採決を爲す事に決定せり。

第一採決 議長原案に對する賛否を求めんとしたるに、各地任意の場合候補者は中央委員會の承認を求むる事の修正意見ありたるにより、議長は更に原案は各地任意にすべしこの修正案の採決を求め修正案多數にて可決せらる。

第二採決 中央委員會の承認を求むべきや否や。此點の採決を求めたるに、討論の必要ありこの修正意見出でたるを以て更に議長は次の採決を問ひたり。

修正意見に對する採決 中央委員會の承認を求むべきや否やの件に付き、直ちに採決に入るや或は討論の必要ありや。

採決の結果討論の必要な事に決定し、第二採決の件を議場に諮りたるに、中央委員會の承認を得可しと爲す者七十五票に對し、其必要なとする者百十九票にて結局中央委員會の承認を要せざる事に可決せらる。

茲に於て議場は再び混亂に陥り關東同盟會員は奮然として立ち、斯くの如き問題は組合の死活に關

する重大問題にして、若し決議の如く決定せらるゝとせば本部は斯る重大なる問題に對し全く統制權を失ひ組合の將來は推して知るべきのみと叫び、反對議員亦之れに呼應議場騒然たるものあり。

此時本部員賀川豊彦緊急動議として、今回の總選舉のみならず、縣會及び村會等の場合に於ても候補者を擁立し或は應援する場合は本部の承認を得べき事の修正意見を述べ、之れを採決に問ひたるに滿場一致にて成立し可決せらる。

第十八、第十九、第二十案

右三案は提出者之を撤回せり。

第二十一案 次期大會の件

時期 次期大會は大體大正十四年二月中、期間三日間。具體的方法是中央委員會に於て決定する事  
場所 東京

二、役員選舉役員詮衡委員等別室に於て協議を重ねたる結果左記役員を詮衡せり。

組合長 杉山元次郎

主事 行政長藏

中央委員(十名) 鈴木文治 瀧澤要平 古屋貞雄 須永好 賀川豊彦 寺島宗一郎 山上武雄

前川正一 高崎正戸 藤井熊吉



(閉會午後八時四十二分)

日本農民組合新規約(第三回全國大會に於て改正)

第一章 總 則

第一條 本組合は日本農民組合と稱す

第二條 本組合は全日本に於ける小作兼自作農及日雇其他本組合の承認したるものを以て組織す

第三條 本組合は同盟會聯合會及支部を以て構成す

第四條 本組合は總本部を大阪に置く

第二章 目的

第五條 本組合は加盟組合の利益を擁護し宣言綱領の貫徹を計るを以て目的とす

第一 大 會

第五條 大會は本組合最高の決議機關にして大會代議員中央委員組合長主事及び會計を以て組織し本組合の重要な事項一切を審議す

第七條 大會は毎年一回組合長之を招集し前年選定せる場所に於て開催す

中央委員會に於いて必要と認めたる時は臨時大會を開催する事を得

第八條 大會の代議員は同盟會を選挙區とし其の選出方は中央委員會に於て決定す

第九條 大會の議長は大會に於て之を選挙す

第十條 大會は大會代議員の三分の一以上出席するにあらざれば會議を開く事を得ず

第二 中央委員會

第十一條 中央委員會は本組合最高の執行機關にして組合長中央委員主事及會計を以て構成し大會の決定事項を執行し特に緊急を要する事項を審議決行す 但し此場合は大會の事後承諾を要するものとす

第十二條 組合長、中央委員、主事及會計は大會に於て選舉し任期を一ケ年とす

第十三條 中央委員會は必要に應じ之を召集す、三分の一以上の中央委員より請求ありたる時は組合長は直ちに之を召集すべし

第十四條 中央委員會購成員にして缺員を生じたる場合は中央委員會に於て補缺することを得中央委員の選出は同盟會を以て選挙區とす

第三 總本部

第十五條 總本部は中央委員會の事務機關にして組合長、主事、會計、部員及び書記を以て構成し左の部門を置く



調査部 出版部 政治部 法律部 教育部 宣传部 産業部 青年部 婦人部

第十六條 組合長は本組合を代表し本組合一切の事務を統理す、主事は組合長を補佐し常務を處理す  
會計は總本部を掌る

第十七條 各部には部長一名部員若干名を置く部長及部員は中央委員會に於て之を任免す  
第十八條 總本部は中央委員會の推薦したる顧問若干名を置く事を得

#### 第四章 組織

##### 第一 同盟會

第十九條 同盟會は聯合會を以て組織し大會の承認を得るを要す

第二十條 同盟會規約及同盟會々費は之を總本部に届出づる事を要す

第二十一條 同盟會は必ず毎月一回各般の報告書を總本部に提出すべし

##### 第二 聯合會

第二十二條 聯合會は一地方に於て五支部一千名以上に達したる時は之を組織するものごとす

第二十三條 聯合會の規約並に聯合會に關する規定は同盟會の承認を得る事を要す

第二十四條 聯合會は必ず毎月一回以上報告を同盟會に提出すべし

##### 第三 支部

第二十五條 支部は組合員十名以上を以て組織するものごとす

第二十六條 支部を新に設立せる時は支部組合規約及組合員名簿に所定の組合費三ヶ月分を添へ聯合會に提出すべし

第二十七條 新に加盟したる支部は該地方に聯合會なき時は同盟會の直屬とす

#### 第五章 會計

第二十八條 本組合の經費は組合員の負擔とし同盟會より徴收す

第二十九條 本組合の經費豫算は中央委員會に於いて原案を作成し大會に提出しその協賛を経る事を要す

第三十條 本組合の決算は大會の承認を得るを要す

第三十一條 中央委員會の承認を得るにあらざれば豫算外の支出をなす事を得ず

第三十二條 本組合に會計監査役二名を置き總本部會計の監査に任ず 但し會計監査役は大會に於て選出し任期を一ヶ年とす

會計は必要に應じ同盟會の會計簿の監査を爲す事を得

第三十三條 本組合會計年度は二月一日より翌年一月三十一日までとす

#### 第六章 機關紙



第三十四條 本組合は總本部に於て機關紙を發行す

第三十五條 機關紙の經營は特別會計とす

第七章 附 則

第三十六條 本規約は大會に於て出席代議員三分の二以上の賛成を得るにあらざれば修正變更する事を得ず

第三十七條 青年部は本組合中央委員會の監督に屬し中央委員會及大會に對して提出する事を得

備考

組合員の負擔毎月一名に付金貳錢五厘也

日本農民組合香川縣支部聯合會主催大講演會

第一日

一、日時 大正十三年三月二日

一、場所 高松市大和座

一、司會者 香川縣支部聯合會長前川正一

一、聽衆 約千五六百名

第二日

一、日時 大正十三年三月三日

一、場所 香川縣木田群井戸村大黒座

同縣綾歌郡坂本村坂本支部俱樂部

一、司會者 香川支部聯合會長前川正一

一、聽衆 約千五六百名

講演會は前川正一司會の下に三月二日同三日の兩日に亘り三箇所に於て開催せられたるが、時恰も大阪市に開催せられたる第三回全國農民大會直後に當りしを以て、日本農民組合本部の賀川豊彦、行



政長藏其他全國大會出席の爲め來阪せる各地有力團體の代表者數名來縣し氣勢大いに昂り、相當注目を惹けり。講演者左の如し。

- 日本組民組合(顧問)理事 賀川豊彦
- 同 主事 行政長藏
- 同 顧問辯護士 吉田賢一
- 同 關東同盟本部員 三宅正一
- 同 山梨縣聯合會長 林 實
- 同 福岡縣聯合會長 阿部乙吉
- 同 香川縣聯合會長 前川正一
- 同 聯合會會計係 松野庫太
- 同 聯合會井戸支部長 川窪庄太
- 日本勞働學院 講師 加藤宗平

講演の要旨は各講演者共殆んど同じく、要は我國小作人都市勞働者等の「プロレタリア」階級の生活状態の悲惨なる實狀を述べ、資本主義經濟組織の惡弊を叫び、斯くの如き社會に於て階級闘争を演ずるは誠に忌むべき現象なるも、亦翻つて考ふれば、現時都市に於て勞働争議起こり農村に於て小作争

議頻發するは時代の趨勢としてやむを得ざるものなり。然れども之が解決は合理合法に行はるべきものにして、吾々小作人は組合の力に依り全國的に運動を爲し最終の目標に到達せざるべからずと結ぶ。



## 岡山縣農民組合聯合會第二回大會

一一六

### 第一、委員會

- 一、場所 岡山市縣農會內岡山縣農民組合聯合會本部事務所
- 二、日時 大正十三年三月九日
- 三、出席者 太田、田中兩顧問、松島(和氣郡) 佐藤(上道郡) 佐藤(都窪郡) 田淵(淺口郡) 平松(吉備郡) 山元(苫田郡) 鳥越(後月郡) 各委員

午後一時より開催し大正十三年度大會提出すべき議案作成の件に關し協議せり。太田顧問を座長に推し直に議事に入り左の如く意見の一致を見たり。

- 一、大會の期日並に場所
- 四月六日午前十時開催する事とし會場を市會議事堂とす。
- 二、規約改正の件

組合同規約改正の要點は本部に會長一名、中央委員若干名、主事一名、會計一名を置き各郡に於ては郡聯合會を組織し大會代議員は組會員三十人に付一名を選出す。會費は組會員一名に付一ヶ月一錢とする事。

### 三、會報の件

三月號より岡山縣農民組合聯合會「會報」を「農業労働」と改題し誌代は實費とす

### 四、日本農民組合に對する本聯合會の態度

相互に連絡をこることに意見の一致を見たり

### 五、來るべき總選舉に對し本聯合會の執るべき態度

勝敗を度外視し可及的組合より候補者を擁立して農民階級の政治的立場を明にする事。

### 第二、大會

- 一、場所 岡山市市會議事堂
- 二、同時 大正十三年四月六日
- 三、出席者 太田顧問、各郡代表委員三十名(組會員百名に附一宛)外に日本労働總同盟岡山縣労働組會員、水平社員等數十名の傍聴者ありたり。

曩に大正十二年十月二十八日設立大會を開催せる岡山縣農民組合聯合會は午前十時より第二回大會を開催せり。

然るに茲に注目すべきは、本年一月日本農民組合旭東聯合會が本聯合會を脱會せる爲め、之に依り設立當時に於ける本聯合會の組織に一變化を來たすに至れる事なり。従つて本大會に於ける議事の要



點は日本農民組合に對する本聯合會の態度、及び總選舉に對する聯合會の態度の二項なりとす。  
當日は雨天なりしに拘らず各組合の代議員に既に定刻には殆ど全部出席し、先づ和氣郡山田村田土小作組合長松島廣次の開會の辭に始まり、議長選舉に入りて太田顧問選ばれて議長席に着けり。次で各種友誼團體祝辭に移り左の如き祝辭演説ありたり。

一、祝辭 日本農民組合旭東聯合會中央會員

山 田 健 次

岡山縣農民組合聯合會第二大會に際し、組合運動の目的を達成せんとする同志の意義ある會合を見るは同じ目的に到達せんとしつゝある日本農民組合の一員として大いに欣懷とする所なりと述ぶ。

二、祝辭 岡山縣水平社執行委員

長 田 安 太

從來社會の最下級として等しく虐げられたる吾人が本日此に一堂に相見ゆるは最も愉快とする所なり。如何に勞働は神聖なりと稱しても、彼の有馬頼寧氏等が日比谷公園に於て殆ど兒戯に類する勞働を爲し疲勞せりとしてポケットより絹の手布を出して汗を拭ふが如きことは、吾人虐げられたる者の勞働とは大に其の性質を異にす。吾人は共に提携して自己自身の力に依りて解放運動の第一戰に奮闘せざるべからず。

三、祝辭 日本勞働總同盟岡山縣勞働組合執行委員

板 野 勝 次

現代の資本主義の社會に於ては吾人の存在は一顧の價値も認められず。資本主義の礎となれる吾人

勞働者は互に提携して共同の目的たる解放運動を達成せざるべからず。

次で會務及び會計報告に移り議長之が大要を左の如く報告する所ありたり。

大正十一年十月二十八日設立以來本聯合會が爲したる處は會報を發行すること四回、役員會二回を催し、各地に宣傳講演會を開催すること十數回に上れり。本年二月に至りて第五回國際勞働會議に於ける我國勞働代表推薦にしては、本農民聯合會も當然代表選出の權利あるものと認めたるを以て、勞働代表並に顧問推薦の手續を爲せるが不幸にして我國政府は農民組合の選舉權を認めざりしを以て、鈴木代表に託して本聯合會の意の存する所を會議に於て發表せしむべく依頼せり、尙本聯合會設立以來新に加盟申込を受けたる組合數箇あり、又日本農民組合旭東聯合會は本年一月以來不幸退會するに至れり。會費は委員一名年額五拾錢とせるも未だ未納の者多數にして、昨年設立以來本年三月迄總計五十一圓八十九錢の缺損を來せり。

(午後〇時十分より午後一時迄休憩)

休憩後直に議事に入り左の順序を以て討議せり。

議 案

一、規約改正に關する件

別項原案通り可決す

(本 部 提 出)



二、國際勞働會議に關する件

(本部提出)

議長更に之が經過を説明し、結局鈴木勞働代表を介して國際勞働會議に本聯合會の意志を通じ、農民組合の勞働代表選出權を認めしむる事に可決し手續を本部に一任す。

三、衆議院議員總選舉に對する件

(本部提出)

議員候補者に對しては相當の人物を聯合會に於て擁立すべしと説く者ありしも、結局凡て中央委員に一任する事に決定す。

四、社會運動取締法案反對に關する件

(本部提出)

議長之が説明を爲し我國現行の法律は佛國ナポレオン法典を骨子とし之に英國其他の現行法を幾分參酌して作成されたるものにして、凡て資本家を擁護するの法律なれば弱者たる勞働階級の利益は一も顧慮せられず。殊に甚しきは治安警察法其他の社會運動取締法なりとす。斯の如きは組合の權利伸長上一大障害なるを以て、宜しく之が反對に組合の全力を注がざるべからずと述べ、滿場一致を以て反對運動を開始すべく可決す。

五、勞働組合、水平社に對する聯合會の態度に (和氣郡山田村田土小作組合提出)

説明者 松島廣次

現在の社會組織に於ては勞働組合員も水平社員も將亦吾人農民組合員も等しく虐げられたる點に

於ては相等しきを以て共に提携せざるべからずと述べたるに對し、階級的立場を等しふする點を以て相互に友誼を保持すべく滿場一致可決す。

六、日本農民組合に對する聯合會の態度

(本部提出)

議長説明を爲し加盟を慫慂せるに對し、加盟する事は異議なきも、本日缺席せる組合の充分なる了解を求むる必要ありと説く者あり。結局中央委員に之が處置を一任する事に決定す。

七、會費改正に關する件

(本部提出)

從來委員(組合員百名に附一名)一名に付き年額五十錢を徴收したるも、既に會計報告の如く充分なる活動を爲し得ざるを以て、今後組合員一名に就き一ヶ月一錢を徴收し、會計年度を四月一日より翌年三月三十一日迄とし毎年徴收を四月、十月の二回とすることに決定。

八、役員選舉

役員は議長指名に一任したる結果次の如く決定す。

一、會長 太田敏兄

- 二、中央委員 松島廣次(和氣郡山田村田土小作組合)、森川醇一郎(御津郡横井村松崎小作組合)、貝原猛(都窪郡大高村日本農民組合支部)、石井義久(淺口郡船穗村勞農組合)、佐藤高一(上道郡高島村小作組合)、佐藤五一(小田郡中川村本堀農民組合)、



- 三、主事 當分會長兼任  
四、會計主任 當分松島廣次兼任

改正規約

第一條 本會は岡山縣農民組合聯合會と稱す

第二條 本會は岡山縣下に於ける男女小作農、小作兼自作農及日雇農を組合員とする團體其他本會に於て承認したるものを以て組織す

第三條 本會は本部を岡山市に置き各郡に郡聯合會を各町村に支部組合を置く

第四條 本會は組合相互の一致連絡を圖ると共に小作條件の維持改善及農村文化の建設を期するを以て目的とす

第五條 本會は其目的を貫徹する爲め左の部門を置く

- 一、庶務部 二、宣傳部 三、教育部 四、會計部 五、法律部 六、調査部 五、出版部

第六條 本會に左の役員を置く

- 一、會長一名 二、中央委員若干名 三、主事一名 四、會計係一名

第七條 役員の任期は各一ヶ年とし大會に於て選出す

第八條 本會は中央委員會の推薦により顧問を置くことを得、顧問は本會の諮問に應ず

第九條 本會の機關を左の二とす

- 一、大會 二、中央委員會

第十條 大會は中央委員會の承認を経て會長之を召集す

大會の代議員は各團體より組合員三十人につき一名を選出す

第十一條 中央委員會は必要に應じ會長之を召集す

第十二條 大會の議長は會長之に任ず

第十三條 議長は開會と共に左の大會委員を任命すべし

- 一、代議員資格審査委員 二、建議案委員 三、法規委員 四、豫算委員 五、會計審査委員其他  
第十四條 本會に加盟せんとする團體は本會の趣意を賛同し所定の會費を納附し本會の承認を経たるものとする

第十五條 本會の加盟團體にして本會の趣意に反し義務を履行せざる時は中央委員會の決議を経て脱退せしむることを得



## 勝田郡農民労働黨結黨式

二二四

- 一、場所 岡山縣勝田郡勝間田町公會堂
- 二、日時 大正十三年三月十五日
- 三、主催者 木村兵市(勝間田町々會議員)、野上柳平(同上)、福田愛吾(同上)、額田勝治郎(同上)  
權田甚四郎(同上)、高山淺之助(町農會評議員)、赤堀數平(勝間田町小作組合長)、
- 一、成立並に經過

主催者等の兼て唱導、勸誘に依り郡下に於ける黨員募集中の處、各町村に於ける入黨申込者概略左の如き數を得たり。

勝田村二〇、廣野村三一、勝加茂村二八、高取村四〇、吉野村三八、古吉野村六〇、豊國村八二、公文村七四、北吉野村三五、新野村一六、豊並村一三、北和原村三八、大崎村五八、湯郷村三六、梶並村一一、勝間田町二五〇、植月村二七、合計八百五十七名

### 二、結黨式の概況

既に多數の入黨者を得たるを以て午前十前より結黨式を舉行せり。當日の出席者三百八十五名に及び、先づ木村兵市發起者を代表して開會の辭を述べ、假座長として權田甚四郎座長席に就き黨則を協

議し(別項參照)滿場一致を以て原案の如く可決せり。

### 役員選舉

次で黨則第三條に依り役員の選舉に移り左の如く當選せり。

幹事長 權田甚四郎

幹事 木村兵市、山高淺之助、野上柳平、赤堀數平、正松本完助、安藤豪夫、宮野定太郎、井戸

龜市、田福角松、小林登、光島良平、和田直一、竹久治作、平井源右工門、檜尾治郎、

會計 福田愛吾

顧問 葛原四郎三郎、額田勝治郎

尙總理は役員に推薦を一任し、評議員は各町村より一名宛を選舉する事に決定せり。

### 宣言及決議

茲に於て幹事長權田甚四郎は新に議長となり、左の如き宣言、決議を朗讀し議場に諮りしに滿場一致原文の通り可決せり。

### 宣言

一、吾人黨員ハ農村教育ノ振興ヲ圖リ華美遊惰ヲ排シ着實剛健ノ氣風ヲ養成シ農村ノ開發ニ努メ腐敗セル選舉界ノ弊ヲ革清シ眞ニ皇國ノ基礎タラン事ヲ期ス

二二五



一、吾人同志ハ相互扶助ニ努メ農事改良ヲ研究シ以テ農務ノ發展ヲ圖リ小作爭議ヲ未發ニ防クコトヲ期ス

二、從來微々トシテ振ハサル農業補習教育ヲ振興シ農村青年ヲシテ農事趣味ヲ養成シ農村開發ヲ期ス

三、農用荷車ノ免稅ヲ縣當局ニ請願スル事

附帶決議

一、從來總テノ選舉界ニ於ケル候補者ノ推薦ハ各政黨ニ左右セラレ、ノ嫌ナキニアラス將來政黨ノ如何ヲ問ハス人物本位タル事ヲ期ス

講演

「勞働界の將來」

岡山勞働學校長 太田敏兄

我國の農村が現今の如く衰退を來せるは教育の根本方針を誤りたるに起因す。従つて農民教育を作興するは農村の振興策として目下の急務なりとす。近時社會主義並に小作爭議の頻々として各地に擡頭し來れるは、國民生活の不安定なるが爲めなり。如何に政府が過激思想取締法を制定して之を抑壓せんとするも、其の根本たる無産階級者に生活の安定を附與するに非ざれば何等の效果もあるべからず。

而して我國の耕地は之を各農家の戸數に割當つる時は僅に一戸當五反平均なりとす。斯くの如く過少なる耕地を耕作せる農民は、幾何に努力するも適當なる企業収益を擧げ得ざるは當然なる所なり。斯る現象は我國人口の過剰なる所より來るものなれば、大に海外移住を獎勵し之に對する利便を圖ると同時に、内は小作爭議の根本原因たる小作人の生活を安定せしめんが爲めに、小作法を制定して以て小作人に耕作權を與へざるべからず。

更に現在外交の振はざるは外交官其の人の罪に非ずして、之が後援者たる國民が生活の不安に追はれ國民的聲援の貧弱なるが爲めなり。故に國家の基礎を鞏固ならしむる爲には國民生活の安定を圖らざるべからず。

英國に於ては先程勞働黨の内閣組織せられ着々平素の理想を實現せんと努めつゝあり。我國に於ても將來當然勞働黨に依りて内閣を組織し、舊來の弊習を一掃し眞の理想政治を行ひ國家の隆昌を圖らざるべからず。

勝田郡農民勞働黨々則

總則

第一條 本黨ハ勝田郡農民勞働黨ト稱シ郡内農業實務者並ニ諸般ノ勞働者ヲ以テ組織ス

目的



第二條 本黨ハ農村ノ振興ヲ計リ農村教育ヲ向上シ選舉界ノ革清ヲ計ル爲メ左ノ各項ヲ實行ス

- 一、小作爭議ヲ未然ニ防グベク農業經濟ノ研究ヲ計ル事
- 二、農業補習教育ヲ向上セシメ着實剛健ノ青年ヲ養成シ衰退ニ趣カントスル農村ヲ復興スル事
- 三、從來ノ選舉界ニ弊害尠カラズ吾人黨員ハ總テノ情實ヲ捨テ、理想ノ候補者ヲ推薦シ選舉界ノ革清ヲ圖ル事

役員

第三條 本黨ハ事務ノ遂行ヲ計ル爲メ左ノ役員ヲ置ク

總理一名 幹事長一名 會計一名 幹事十名 評議員二十三名

但シ役員選舉ハ黨員ノ互選トス

第四條 總理ハ黨ヲ統括シ且ツ代表スルモノトス幹事長ハ黨ノ事務ヲ處理シ會計ハ會計全部ノ衝ニ當リ幹事ハ處理ノ總問機關トシ評議員ハ各町村ヲ代表ス

但シ役員ハ無報酬トス

入退黨

第五條 入黨スルモノハ紹介人ヲ經テ入黨ノ手續ヲナシ退黨者ハ脫黨届ニ其理由ヲ添ヘテ總理ノ許ニ

提出スル事

附則

第六條 黨ノ經費ハ總テ黨員ノ負擔トス



## 兵庫縣下に於ける第一回農民デーの概況

第一、東播六郡に亘る農民示威運動

一、日 時 大正十三年四月九日

一、示威運動の範圍

加東、加西、美嚢、加古、印南、飾磨の六郡

一、主宰者 日本農民組合東播聯合會長河合某

一、參加組合支部

六郡下所在組合支部全部

前日八日夜、兵庫縣加東郡宗佐所在東播聯合會事務所に於て杉山農民組合長、河合東播聯合會長、農民組合主事行政長藏其他支部員等集合し協議會を開き、翌九日の示威運動に關する具體的方法を附議したる結果、當日加古郡加古川町公會堂に集合せる各支部の幹部百五十六人及び附近組合員六百五十餘人は自轉車百十臺を以て先發隊を組織した其他の組合員は徒歩にて列を作り、組合歌を高唱し左記の如き宣言、決議ビラを沿道に配布しつゝ、午前九時三十分加古川を發し、午後零時三十分頃四里の行程を加東郡小野町に到着せり。之れと同時に他方に於ても前日の協議會の趣旨に従ひこれと別箇に各

支部に於て夫々示威運動を行ひたり。即ち宗佐、船町、母里の三支部は美嚢郡全郡に亘り、水定、長砂、小松原、荒木、高砂五支部は加古全郡に、鹽市、伊保崎、米田、中島、下神吉、下原、中節の七支部は印南郡の南部地方より飾磨郡の一部地方に、西志方、志方、東志方、柏尾、平莊五支部は北部印南地方及び加西郡の南部に亘り、各支部員六十名より成る一隊を組織し、早きものは當日午前八時頃より自轉車を連ね同じく組合格を高唱しつゝ宣言、決議文を配布せり。

## 宣 傳 (原文の儘)

持てる少數の者は凡ての組織を支配して富を獨占し、持たざる多數の者は田園に工場に地の底に營々として働きながら猶生活を享樂し得ない結果、我等は生産機械の社會化と分配の公平を叫ばねばならなくなつた。其爲に吾農村に於ても多年その土地を所有し富を獨占して來た地主と働きながら疲弊した小作人どが争ふ様になつた。併し之は黃白の力と不備なる法律を以て争ふべきものでない。社會公益の大道に従ひ眞理を以て解決すべきものである、吾等東播の農民は思想の自由と經濟的事實と團結の力を以て妥協なき解放を要求す。

今吾等を欺瞞し吾等の主張を拒まむとする者は小作人は勞働者に非すと云ふ政府の詭辯と國民の生命財産を護ると云ふ原則を考慮せず、頑迷なる資本家と地主の走狗となつて生産を掌る吾々の生存の權利を蹂躪し、所有と支配の權利をのみ守る無理解なる法律家である故、吾等は政府に對しては各自



の労働を基礎とせず只經營に依て吾等の生活が成立たない農業の實際と企業利潤に依而生活を營みし事なき歴史的事實を以て労働者である事を主張し、原則を考慮しない法律上の主張に對しては生存の權利を以て對抗し團結と組織の力を以て土地と自由とを得る迄努力する事を宣言す。

決議

- 一、吾等は社會に忠實なる農業労働者として生活の權利を主張す
- 一、小作問題は農民の實生活を基礎として米作農業の經濟的實際に立脚し社會協議の精神に依て解決すべきものと認む、隨て法律のみ其の權利を主張する地主と只報酬を目的として法延に之を代表する法律家は農業を廢滅に導く農村の敵と認む。

大阪辯護士會に對する決議

我等東播の農民は國民を代表して其生命を讓る法律家にして現時吾國の大問題である農村問題殊に小作問題を理解せず、只報酬を目的として地主の權利を代表し農民生活を脅威し國民の主要食糧を生産する米作農業を廢滅に導く人士の存在する事を遺憾とす。殊に前大審院檢事某氏の如きは其甚だしきものと認め、其國の經濟の中心地である大阪の法律家諸賢に農村問題の研究を希望し其反省を求む。

東播農民組合大會

其二、東播聯合會主催演說會

一、日時 大正十三年四月九日

一、場所 兵庫縣加東郡小野町福榮座

一、司會者 稻田政治

一、入場者數 約九百名

聽衆は加西郡北條町より到來せる自轉者隊の三十名を先頭とし、東播六郡に於て示威運動を終へたる組合員多數押し寄せ、更に本部主事行政長藏來會するに及び氣勢大いに舉り劇場を壓するの感あり司會者稻田政治開會の辭を述べたる後、左記辯士の演說ありたり。

(一) 無題 東播聯合會會長 河合義一

百姓は國の基にして大地の上に畫く尊むべき藝術なるを以て農民は貧困の境遇に置かるべきにあらざるに、而も尙貧窮の生活を免れ得ざるは結局搾取せらるゝが故なりと前提し、更に農民貧困の原因を歴史的に觀察し、長年月に亘り政治的、經濟的並に社會的缺陷の爲め農民が治者により搾取せられ來りたるに、農民自ら長等より目醒め彼等の實生活の苦痛より解放せられんが爲めに運動を起すは必然的結果なりと説き、之れを實現せんが爲めには團結の力に俟つべく、此理由より我日本農民組合は出現せるものなるを以て、若し諸君にして自己の向上を圖り苦境を蟬脱せんと欲するに於ては組合の威力を信すべきなり。現在我國自作農及小作人は四百萬人餘にして、而かも我組合加盟者は其百



分の一なるの現状なるが故に諸君は能ふ限り速かに加盟し、組合の發展に資せられん事を切望するものなりと結ぶ。

(二) 無題 日本農民組合長 杉山元治郎

農民デーは本年度大會の決議に基き本年始めて舉行せられたるものにして、今日の農民デーの性質は如何なるものなりやといふに、其趣旨は都市に於ける工學労働者が毎年五月一日「メーデー」を舉行すると全く同趣旨にして、其理由とする處は労働力を世間に知らしむる爲めと從來著しき壓迫の下に呻吟せるものが漸次自由の天地に解放せられたる日にして、而かも此日は農民に取りて特筆すべき農民組合誕生の當日に當れる紀念日なりとて本日を示威運動の由來を説明し、進んで小作人の實生活の貧弱なる所以を縷述し、要は百姓が米を生産する其事よりも利子、利潤及び小作料を支拂ふべく餘議なく労働を強ひらるゝの結果が小作人をして困憊せしむるものなりと斷じ、或は地主階級の不倫なる生活を難じ或は政府の思想對策を嘲笑せり。

其他行政長藏、杉克己、山田吾市等起ちて農民の生治改善、現經濟組織改正の必要を説き、或は農民を労働者と認めざる政府の態度を詰り、或は不當なる地主を攻撃したり。

最後に農民歌を高唱し組合の萬歳を稱へ會を閉づ。困みに當日一般入場者よりは金拾錢を入場料として徴收せり。

## 第二 小作 争議



第六條 附 則  
黨ノ經費ハ總テ黨員ノ負擔トス



## 兵庫縣下に於ける第一回農民デーの概況

一三〇

第一、東播六郡に亘る農民示威運動

一、日 時 大正十三年四月九日

一、示威運動の範圍

加東、加西、美嚢、加古、印南、飾磨の六郡

一、主宰者 日本農民組合東播聯合會長河合某

一、參加組合支部

六郡下所在組合支部全部

前日八日夜、兵庫縣加東郡宗佐所在東播聯合會事務所に於て杉山農民組合長、河合東播聯合會長、農民組合主事行政長藏其他支部員等集合し協議會を開き、翌九日の示威運動に關する具體的方法を附議したる結果、當日加古郡加古川町公會堂に集合せる各支部の幹部百五十六人及び附近組合員六百五十餘人は自轉車百十臺を以て先發隊を組織した其他の組合員は徒歩にて列を作り、組合歌を高唱し左記の如き宣言、決議ビラを沿道に配布しつゝ、午前九時三十分加古川を發し、午後零時三十分頃四里の行程を加東郡小野町に到着せり。之れと同時に他方に於ても前日の協議會の趣旨に従ひこれと別箇に各

支部に於て夫々示威運動を行ひたり。即ち宗佐、船町、母里の三支部は美嚢郡全郡に亘り、水定、長砂、小松原、荒木、高砂五支部は加古全郡に、鹽市、伊保崎、米田、中島、下神吉、下原、中節の七支部は印南郡の南部地方より飾磨郡の一部地方に、西志方、志方、東志方、柏尾、平莊五支部は北部印南地方及び加西郡の南部に亘り、各支部員六十名より成る一隊を組織し、早きものは當日午前八時頃より自轉車を連ね同じく組合歌を高唱しつゝ、宣言、決議文を配布せり。

### 宣 傳 (原文の儘)

持てる少數の者は凡ての組織を支配して富を獨占し、持たざる多數の者は田園に工場に地の底に營々として働きながら猶生活を享樂し得ない結果、我等は生産機械の社會化と分配の公平を叫ばねばならなくなつた。其爲に吾農村に於ても多年その土地を所有し富を獨占して來た地主と働きながら疲弊した小作人が争ふ様になつた。併し之は黃白の力と不備なる法律を以て争ふべきものでない。社會公益の大道に従ひ眞理を以て解決すべきものである、吾等東播の農民は思想の自由と經濟的事實と團結の力を以て妥協なき解放を要求す。

今吾等を欺瞞し吾等の主張を拒まむとする者は小作人は勞働者に非すと云ふ政府の詭辯と國民の生命財産を護ると云ふ原則を考慮せず、頑迷なる資本家と地主の走狗となつて生産を掌る吾々の生存の權利を蹂躪し、所有と支配の權利のみ守る無理解なる法律家である故、吾等は政府に對しては各自



の労働を基礎とせず只經營に依て吾等の生活が成立たない農業の實際と企業利潤に依而生活を營みし事なき歴史的事實を以て労働者である事を主張し、原則を考慮しない法律上の主張に對しては生存の權利を以て對抗し團結と組織の力を以て土地と自由とを得る迄努力する事を宣言す。

決議

一、吾等は社會に忠實なる農業労働者として生活の權利を主張す

一、小作問題は農民の實生活を基礎として米作農業の經濟的實際に立脚し社會協議の精神に依て解決すべきものと認む、隨て法律のみ其の權利を主張する地主と只報酬を目的として法延に之を代表する法律家は農業を廢滅に導く農村の敵と認む。

大阪辯護士會に對する決議

我等東播の農民は國民を代表して其生命を讓る法律家にして現時吾國の大問題である農村問題殊に小作問題を理解せず、只報酬を目的として地主の權利を代表し農民生活を脅威し國民の主要食糧を生産する米作農業を廢滅に導く人士の存在する事を遺憾とす。殊に前大審院檢事某氏の如きは其甚だしきものと認め、其國の經濟の中心地である大阪の法律家諸賢に農村問題の研究を希望し其反省を求む。

東播農民組合大會

其二、東播聯合會主催演說會

一、日時 大正十三年四月九日

一、場所 兵庫縣加東郡小野町福榮座

一、司會者 稻田政治

一、入場者數 約九百名

聽衆は加西郡北條町より到來せる自轉者隊の三十名を先頭とし、東播六郡に於て示威運動を終へたる組合員多數押し寄せ、更に本部主事行政長藏來會するに及び氣勢大いに舉り劇場を壓するの感あり司會者稻田政治開會の辭を述べたる後、左記辯士の演說ありたり。

(一) 無題 東播聯合會長 河合義一

百姓は國の基にして大地の上に畫く尊むべき藝術なるを以て農民は貧困の境遇に置かるべきにあらざるに、而も尙貧窮の生活を免れ得ざるは結局搾取せらるゝが故なりと前提し、更に農民貧困の原因を歴史的に觀察し、長年月に亘り政治的、經濟的並に社會的缺陷の爲め農民が治者により搾取せられ來りたるに、農民自ら長等より目醒め彼等の實生活の苦痛より解放せられんが爲めに運動を起すは必然的の結果なりと説き、之れを實現せんが爲めには團結の力に俟つべく、此理由より我日本農民組合は出現せるものなるを以て、若し諸君にして自己の向上を圖り苦境を蟬脱せんと欲するに於ては組合の威力を信すべきなり。現在我國自作農及小作人は四百萬人餘にして、而かも我組合加盟者は其百



分の一なるの現状なるが故に諸君は能ふ限り速かに加盟し、組合の發展に資せられん事を切望するものなりと結ぶ。

(二) 無題 日本農民組合長 杉山元治郎

農民デーは本年度大會の決議に基き本年始めて舉行せられたるものにして、今日の農民デーの性質は如何なるものなりやといふに、其趣旨は都市に於ける工學労働者が毎年五月一日「メーデー」を舉行すると全く同趣旨にして、其理由とする處は労働力を世間に知らしむる爲めと從來著しき壓迫の下に呻吟せるものが漸次自由の天地に解放せられたる日にして、而かも此日は農民に取りて特筆すべき農民組合誕生の當日に當れる記念日なりとて本日の示威運動の由來を説明し、進んで小作人の實生活の貧弱なる所以を縷述し、要は百姓が米を生産する其事よりも利子、利潤及び小作料を支拂ふべく餘議なく労働を強ひらるゝの結果が小作人をして困憊せしむるものなりと斷じ、或は地主階級の不倫なる生活を難し或は政府の思想對策を嘲笑せり。

其他行政長藏、杉克己、山田吾市等起ちて農民の生治改善、現經濟組織改正の必要を説き、或は農民を労働者と認めざる政府の態度を詰り、或は不當なる地主を攻撃したり。

最後に農民歌を高唱し組合の萬歳を稱へ會を閉づ。困みに當日一般入場者よりは金拾錢を入場料として徴收せり。

## 第二、小作争議



## 大阪府三島郡山田村小作争議

本村に於ては去る大正十一年旱魃の爲め全村六百五十町歩の耕地中約三、四十町歩の不作地を出し九月二十八日小作者三百六十二名は小作米其の年限り二割五分減を地主七十二名に迫り頗る紛糾を極めたるが（大正十二年三月労働運動調査報告参照）本報告は其の後の經過中更に進展せる第二次のものなり。

### 争議の範圍

- 一、争議地域 山田村
- 一、關係耕地 水田二〇町歩
- 一、參加人員 地主及小作者合計六八名
- 一、争議發生 大正十二年五月二十七日

### 當事者概況

- (イ) 地主側概況



- 一、地主數 一名
- 一、關係團體 國粹會員十數名
- (ロ) 小作者側概況
- 一、小作者數 六七名
- 一、關係團體 日本農民組合山田村支部

### 原因

大正十一年九月二十八日發生以來小作人側は飽く迄二割五分の減貢を主張せるに對し地主側は一割以上の減免を肯ぜず、各々其の主張を固持して葛藤の儘延引數ヶ月を経たるが、大正十二年二月中旬に至りて附近の町村長擧つて調停に努めたる結果、三月十日に至つて双方の互譲に依り小作料大正十一年度限り一割九分減額する事とし圓滿解決を告げたり。

然るに地主吉川昌一、砂金一郎兵衛の二名は此の妥協を喜ばず、近時小作人の團結的勢力旺盛擡頭し來り地主の利害と事毎に衝突するの事實を目撃し、現状の儘推移する時は將來更に此の葛藤を反覆するものとなし、小作人に田地を返還せしめ自ら耕作を爲して繁雜なる折衝より永久に逃れんと決意し自己の小作人に對し曩の爭議中耕地返還の催告狀を發したり。

然るに砂金一郎兵衛は途中より意を曲げ小作人側の主張を容れ、小作人側に於て耕作するを欲せざる田他のみを返還せしめ、且つ若干の損害賠償金を提出して初期の決意を齟へせるが、吉川昌一は飽く迄自己の決意を貫徹せんとしてたり。

### 希望條件

- 一、從來の小作地は従前通り小作人に於て耕作する事、
- 二、全耕地は當然小作人に於て小作權を有するものなれば返還せざる事、
- 三、萬一地主が耕地引上げを爲さんとする時は飽く迄法廷に於て争ふ事、
- 四、小作人の植附けたる苗を地主抜き取りたるは不法の行爲なりと認む、
- 五、他主が小作人の植附けたる苗を引き抜きたる儘植附を爲さざる時は其賠償を求むる事、
- 六、小作人が將來賃借權ありと認めて植附に着手すべき土地に對しては一切交渉を爲さざる事、

### 地主の態度

地主吉川昌一は曩の爭議中發送せる耕地返還の催告狀に對し、小作人側より正式の異議申立無きにより自己所有の田地は返還せられたるものと看做し、長屋二棟を建築して淡路島より男女四十名の農



業労働者を移住せしめ、牛數頭及肥料等を購入し着々自作の準備を整へたり。

### 小作側の對策

然るに小作人等は嘗て地主より耕地返還の催告状を受理せる際、直に口頭を以て異議の申立を爲せるを以て耕地は返還したるものにあらず、當然小作の權利を續有するものなりと主張し、既に田植の時期も切迫せるを以て五月二十七日吉川所有田地に於て插秧準備作業を爲せり。

### 地主の告訴

茲に於て吉川昌一は自己所有田地を許可なくして勝手に使用するは不法なりとして告訴を提起せるを以て、所轄警察吹田分署に於ては小作人等を召喚し取調ぶる所ありたり。

### 經過

六月一日 小作人等は隣接部落の應援を得て約七十名集合し插秧を始め、約一町五反歩の植付を爲せり。

六月二日 之を知りたる地主は同郡茨木町在住の友人國粹會員辻井駒吉に應援を求め、其の配下の國

粹會員十餘名の保護の下に三十名の人夫を使用して小作人の植附けたる苗の拔取を行ひたり。

六月三日 茲に於て馬場山田村々長は國粹會員及農民組合員等多數來村し事件をして益々混亂に陥らしむるを憂へ山下吹田分署長の了解を得て調停に立ち、地主側、小作側の双方より調停斡旋中は現狀維持の儘積極的行動に出でざるべき言質を得、同日午前中左記の調停案を作成して双方に諮れり。

### 調停案

一、係争中の土地全部は其の所有主之を耕作する事、

二、小作權の有無は法廷に於て争ふ事、

三、該土地よりの收穫は法廷に於ける勝者に歸屬せしむる事、  
但し小作側勝者たる場合は年貢を差引きたる殘額を取得する事、

以上の調停案に對し地主は之に賛意を表せるも小作人側は不服を稱へ妥協するに至らず、依つて村長は同日午後調停案第一項の「所有主之を耕作する事」を取消し「第三者たる管理人を設け之をして耕作せしむる事」と訂正し、再び地主及小作側に諮れるも、小作人側は管理人は小作人中より選定すべしと主張し、地主側は第三者たる管理人を設定することせば種々複雑なる附帶事件生じ頗る困難なりとて躊躇し第二調定案も不調に終れり。

六月四日 村長は調停の愈々困難なるに鑑み、更に元府會議員吉田關三郎及辻田與三郎等に調停方を



依頼したるに、兩人も其の意を諒し協議の結果(一)吉川昌一の山田村に於ける所有地二十町歩を折半して其の一を地主に返還し他の一半は従前の如く小作人側に於て小作する事、但し耕地は仲裁者の手にて折半する事(二)是迄地主の施せる肥料其の他の耕作費は地主之を請求せざる事(三)苗不足の場合地主より融通する事(四)地主は告訴を取下ぐる事(五)大正十一年度の小作米は事件解決と同時に納むる事等を定めたる第三調停案を提出せり。此の第三案に對して地主側は承諾を爲したり。六月五日 然るに小作人側は第三案に對しても猶不満足の意を表し、更に左記の三ヶ條の條件を附し此の條件を容れざるに於ては絶対に調停に應ずるを得ずと通告せり。

#### 條件事項

- 一、返還の土地は未だ插秧せざる土地たる事、
- 二、返還面積に對しては他の地主の割引歩合と同額の賠償金を毎年永久に受取る事
- 三、地主砂金一郎兵衛と小作人との和解條件に倣ひ小作人の耕作を欲せざる田地のみを返還する事

此の日小作人側は同村字小川池田安次郎宅に演說會を開き日本農民組合長杉山元治郎、理事行政長藏同仁科雄一、顧問辯護士吉田賢一等熱辯を振ひ氣勢を揚げたり。聽衆約三百に達す。尙當日在郷軍人等一齊に起つて村内の秩序を保たんと警戒せり。

六月六日 調停者たる村長は小作人側よりの條件の通告を受け、地主側の意嚮も探り調停の成功し難きを知り、午前双方に對し調停を打切りたる旨通知せり。茲に於て小作人側は第三調停案に對して附せる條件を基礎として直接吉川昌一に交渉せんとせるも、吉川は面會を拒絶せるに依り今後は任意の行動に出づべしと宣言して爭議は再び混頓たる状態に陥り、双方策戦を運らしつゝ、形勢を觀望したり。六月八日 六日來兩方睨み合の状態を續けつゝありし處、本日に到り地主側は早朝より廿餘名の雇人を督して植附を開始したり。茲に於て小作側も之に對抗して植附を爲し始め、形勢再び混沌の状態に入れり。官憲側に於ても萬一の警戒の爲め來村しつゝありし山下吹田警察分署長は再び調停策に腐心し山田村々農會長田中文次郎に調停に起たん事を慫慂したるを以て田中は村内の平和の爲め調停に立つべく決意し直に農會の幹事を集め協議の結果、正式に農會を代表する以前先づ個人として双方の意嚮を探ぐる必要ありとし、地主側及小作側の委員と懇談せり。六月九日 小作側は砂金と妥協せる條件より幾分讓歩すべき意向を有したるも、地主側は始め稍々妥協的態度に出で半より強硬なる主張を爲すに到り調停再び難澁するに至れり。此の日北河内日本農民組合聯合會より組合員約四十名、小作側應援の爲め來村せり。山田村農民組合支部に於ては假支部を吉川宅の附近古生島方に設け、同所に多數集合し調停の如何を待ちたり。斯の如き状態は自然示威的運動となり、且つ小作人等の時折揚ぐる喚聲は地主吉川の感情を著しく害し、延いて地主の主張を強硬ならしめたる因となりたるもの、如し。



六月十日 地主の態度益々硬化し小作側も地主の主張に應ずる意なく、調停者田中村農會長等も再び手を引くに至りたり。淡路より移住し來れる地主の雇傭者中半數は形勢の思はしからざる状態に鑑み本日遂に歸島せり。

六月十一日 九日來村せる北河内聯合會の組合員は昨夜歸村し、農民組合本部員も昨日一先づ引揚げたるを以て村内漸く平穩となれり。

六月二十八日 地主、小作共其の主張を固持して未だ解決せず。相對峙の儘双方勝手に插秧を爲し地主は約四町八反歩、小作側は十五町歩餘の植附を爲せるが、險惡なる模様もなく目下各々其の植附けたる田地の除草に従事しつゝあり。小作側に於ては十五町歩の插秧を終了せるも、訴訟の前途は測り知るべからざるものあり、自然施肥其の他の手當充分ならず、果して普通の發育を爲すや否や疑問とせられつゝあり。

## 熊本縣八代郡郡築村小作爭議

### 第一、郡築村の概況

#### 一、郡築村の沿革

郡築村の創設は明治二十七八年頃に其の端を發す。元來八代郡は南に球磨川、北に小川、中央に氷川ありて河水に伴ひ晝夜不斷に流下する土砂は海濱に沖積し、干潮の際に於ては海岸より約一里の干潟を生ぜり。而して八代町、松高村、八千把村の地先に生ぜる干潟は最も大なるものなりしを以て、八代郡は明治二十七八年頃より郡下二十四個町村の公有新地を開拓せんと計りたるに當時贊非二派を生じ決せざりしが、其後幾多の迂餘を経て郡債を起して開拓するに決し、明治三十三年より工事に着手したり。然るに周圍の堤防將に成らんごせる際、風波の爲めに殆ど破壊し盡されたるを以て、其後二年其儘に抛棄せられ工事一頓座を來すに至れり。此の間郡内に於ては工事抛棄論と再築論の二派を生じ頗る喧囂を極めたるが、遂に再築に決し時の古城郡長は進んで此の難局に當り郡費を郡民に賦課して工事を續行し、明治三十七年二月九日築堤工事漸く竣成し茲に郡築村の形貌成るに至れり。

#### 二、村民の移住



初め八代郡が本村開拓に着手するに至りてより、郡は前後百二拾二萬圓を投じて四里に餘る堤防を築造し、其の堤防を外郭とし内部に千二百町歩の干潟地を得たるが、當時郡に於ては工事費に窮して内部の耕地整理、灌排水路を作成するの餘裕なきに至り、且つ該新地の管理に窮したる爲め至急移住者を募集し土地の貸下を爲さざるべからざるに至れり。然し乍ら耕地整理、灌漑水の費用を移住者の負擔とする時は移住者も收支償はず多大の欠損を生ずべきを慮り、移住すべき小作人は此等の欠損に堪ふる者ならざるべからざし、八代郡長は資力三千圓、且つ品行方正なる者を標準とし五ヶ年間の小作契約を以て移住者募集の方針を立てたり。而して右の條件を承認し應募の申出を爲したる者は當人の居住せる村役場及駐在署に於て資産の有無、性行の良否等を調査せる後移住を許可したるが、逐年移住せる小作人に依り千二百町歩の面積中耕地八百十二町歩を得るに至り、之を『郡築村』と命名し、人口三千餘、戸數四百三十戸を有する今日の状態となるに至れり。

三、耕地の管理法

從來村は郡會に於て管理しつゝありしが、郡制廢止後は専ら公益事務組合の管理に委ねらるゝに至れり。而して耕地は地形其他の關係に依り田地一等より十八等、畑地一等より五等に分ち、小作料田地各等を通じて平均八斗三升、畑地平均約四斗二升を徴收せり。八代郡は之等の小作料を以て豫算を編成し例年四月より翌年一、二月迄は借入金にて諸費を辨じ、其年の小作料を收納したる後之を賣却

して其年の借入金及勸業銀行に對する借款を返濟しつゝ、曩きには郡立女學校、乙種農學校を經營し郡道の開鑿若くは諸種の團體に關する補助町村長の各地視察費等を供給するの状況にありたり。

八代郡所有財産表 大正十一年二月十五日調査

|       |                |
|-------|----------------|
| 田     | 七百八拾六町四反四畝貳拾貳步 |
| 畑     | 貳拾參町參反拾四步      |
| 宅地    | 七拾八町參反六畝貳拾壹步   |
| 小學校敷地 | 四反貳拾八步         |
| 避病院敷地 | 四反十七步          |
| 墓地    | 六反拾貳步          |
| 村役場敷地 | 貳反步            |
| 池沼    | 七拾四町貳反四畝拾四步    |
| 合計    | 九百六拾四町         |

大正十一年度歳入歳出豫算書

(大正十二年四月二十八日 公益事務組合會議に提出)



歲入

一金拾六萬七千貳百貳拾四圓

歲入豫算高

歲出

一金六萬七千貳拾六圓

經常部豫算高

一金拾萬百九拾八圓

臨時部豫算高

總計 金拾六萬七千貳百貳拾四圓

大正十一年度歲入歲出決算書 (同右)

歲入

土地貸下料 金拾六萬七千五百四拾參圓

但 小作米壹萬六千八百五拾俵(一俵九圓九拾錢)

池沼貸下料 金貳百四拾九圓

倉庫貸下料 金貳百九拾九圓

非常準備金 金百八拾圓

農學校(營造物收入) 金八拾八圓

雜收入 金千參百〇壹圓

總計 拾六萬九千七百貳拾四圓

歲出

臨時部

農學校費 金壹萬四千〇〇壹圓

農學校建築準備積立金 金參萬四千圓

非常準備積立金 金壹千圓

郡債償還金 金六萬〇四百〇七圓七拾九錢

元金 四萬參百六拾圓六拾貳錢

貳萬四拾七圓拾七錢

合計 金拾萬九千四百〇八圓七拾九錢

經常部

村稅 金六千九百九〇九圓

反別 八百拾貳町貳反步 (壹反步に付八拾五錢)

堆肥舍補助金 金九百六拾圓



橋梁修繕補助金 金貳百九拾四圓  
訴訟費 金參千圓

合計 金壹萬千百六拾參圓  
總計 拾貳萬〇五百七拾壹圓七拾九錢

## 第二、爭議の概況

### 一、爭議の範圍及期間

一、地 域 郡築村一番割乃至十二番割

一、關係耕地 水田五百一町五反三畝步

畑 八町八反三畝十六步

一、參加人員 地主及小作者合計三八七名

一、期 間 大正十一年十一月二十六日に發生し、大正十二年十一月に至るも熄まず。

### 二、原因

大正十一年郡築村に於ける稻作は出穂期に於て水虫害を蒙り、平年作反當三俵乃至四俵に比して三割乃至五割の減收を來せるを以て、小作人等は、大正十一年度限り小作料五割の減額を地主たる郡の公

益事務組合に對し要求したるが、組合長たる郡長は五割の減額要求は不當なりとして之を拒絶せり。

### 三、要求

一、大正十一年度限り小作料五割減額する事 (イ)

一、大正十年度限り小作料二割減額する事 (ロ)

二、小學校増築費補助一萬圓を下附する事 (ハ)

一、小作料永久地主三分小作七分を獲得する事

二、本年より向ふ五ヶ年間小作料を免除する事

三、大正十一年度小作料五割を減額する事

### 四、經過

郡長の拒絶に遇ひたる小作人等は、協議の上大正十一年度小作料の半願を支拂ひたるのみにて、其後郡役所より屢々督促したるも應ぜず其儘延引數ヶ月を経たり。

三月十八日 小作人側は全村役場に於て請願委員會を開催し、斯くの如く延引する時は反つて一般の



同情を失し不結果に終るやも計り難しとし、臨時村長代理富田一を委員長に推薦し再び當初の要求を提出する事とせり。

三月二十一日 委員長は郡長を訪問し再び要求を提出せり。

三月二十五日 然るに一部小作人等は村長代理等は郡役所側の利益を擁護する者なりとして反対し居たるが、適々本日村農會議員選舉に當り之等の小作人は此の際多數の農會議員を擧げ目的を達成せんと運動せり。

之を知りたる郡役所は郡吏員及郡農會技手等を郡築村に派し小作地引上げを聲明して奔走し、且つ此の選舉に於て候補者となり又は此等候補者に對する有力なる支持者十四名に對し小作地返還の内容證明書を發送したるが爲め、小作人等の計劃は水泡に歸したり。

茲に於て小作人等三百二十名は九州農民學校創立委員として來村せる日本農民組合中央委員高崎正戸を介して日本農民組合に加入し、其の來援を得んと準備したり。一方農民組合に加入を欲せざる小作人等約百名に對し郡長は純農會を組織せしめたり。

然るに其の後八代郡長は小作料大正十一年度限り一割を減額し、尙同村小學校増築費補助として金一萬圓を附與する旨回答せり。

四月一日 茲に於て村長代理富田一は村内小作人代表者四十餘名を同村役場に參集せしめ其旨報告す

る處ありたるが、小作人等は之を不服として應ぜず三日更に要求<sup>(ロ)</sup>を提出せり。

四月九日 午後六時より小作人の代表者村役場に集合し今後の運動に關し協議を遂げたる結果、從來の委員は郡役所派に屬する者のみにて、要求の貫徹せざるは委員等が郡當局により籠絡せられ居る爲めなりと宣傳攻撃し、新に寺本萬太郎外五名を改選し更に要求<sup>(ハ)</sup>を提出する事とせり。

斯くて本月は小作契約改定期なりしに拘らず、之等小作人に對しては郡は賃貸契約を諾せざりしを以て、小作人等は小作契約を締結せずして插秧を開始したり。

九月二十日 曩に郡が耕地返還を請求せる小作人十四名に對し郡は本日立毛の差押をなしたるが、此の日は日曜日にして裁判所の許可を経ずして差押をなすは不法なりとし、小作人等は保管を肯ぜずして多數村民も極力其の不當を鳴らせるを以て、三軒分を差押へたるのみにて即日解除せり。

十月十八日 地主側は本日更に第二回立毛差押處分をなせり。かくて郡築村に於ける農民組合員及純農會員の反目極度に達し、小學校生徒さへ二派に分るゝが如き状態を示せり。

十月二十日 地主側たる郡築村の土地管理を爲せる公益事務組合(郡制廢止後郡會に代りしもの)員二十九名は、小作人等の團結愈々鞏固なるを以て屢々會議を開きて之が對策を講ぜるが、濱田敬吾、鹿子木泰藏、坂田禎、萩本敏行、岩尾佐平等を推薦して常任委員となし、同地西山辯護士宅に集合して熊本土俠會の援助を得んとする議ありたりといはれ、本日早朝小作人五名は公益事務組合長たる須



藤郡長宅に至り強硬なる交渉をなし遂に傷害を若起し告訴せらるゝに至れり。

此の間日本農民組合に於ては賀川豊彦自ら隣接八代町に至り、演說會を開催して氣勢を擧げたり。十月二十七日 本日に至り縣は突然須藤郡長を休職せしめ、追屬官を拔擢して八代郡長に任命せり。追郡長は公益事務組合員に對して既往に於て小作人等に施せる對策が周到なる注意を欠ける重大なる過失なることを説明すると同時に、須藤郡長等が最近執りつゝありし熊本土俠會の援助を借ることを中止せり。而して曩きに第二回の立毛差押を爲したる一町七反中一町五反は小作人をして刈り取らしめ、残り二反は同じく小作人に刈り取らしめて之を米券倉庫に保管し、反當收量を見るの資料となせり。

十一月二十七日 八代警察署長郡築村に至り小作人の委員を集め、小作人等の信頼せる者を交渉委員に擧げん事を勧誘したるを以て、小作人側は大阪日本農民組合長杉山元次郎に打電し交渉委員に依頼せり。

而して地主側たる公益事務組合議員等も徒らに小作側を威迫壓伏して益々事件を紛糾ならしむるは策の得たるものにあらずとし、解決を急きつゝあるの狀況なり。

### 埼玉縣大里郡御正村小作爭議

#### 爭議の範圍及期間

- 一、爭議地域 御正村五字全部
- 一、關係耕地 水田一九〇町歩
- 一、參加人員 地主及小作者合計五一五名
- 一、期 間 大正十二年四月二十六日に發生し、大正十三年一月十六日解決

#### 當事者 概況

##### (イ) 地主側概況

- 一、地主數 七八名
- 一、關係團體 無

##### (ロ) 小作側概況

- 一、小作人數 四三七名



一、關係團體 御正村農事共濟會(大正十二年一月設立)

第一期

一、素 因

大里郡御正村は荒川の南岸に面し由來耕地比較的狹隘なる爲め絶えず小作權の爭奪行はれ、地價の騰貴に從つて漸次小作料高率となり、小作人の收益薄く收支償はざるの狀況にありたり。同地に於ける現在地價平均六十圓にして小作料上田一石三斗五升、中田一石二斗(地主六分、小作四分)下田一石なるに對し、例年の收穫高平年田二石(裏作小麥一石三斗)豊年田二石四斗(裏作小麥一石八斗)凶年田一石(裏作小麥七斗)なり。

二、原 因

各字に於ける小作料は區々として不公平を生じたるを以て之に對する不平の聲漸く高からんとするに依り兼て之が整理統一を爲すべしとの議行はれつゝありしが、大正十二年四月十五日小作人代表坂田保三は小作人一同と諮り十六名の連署にて之が實行に關する請願書を同村々長代理助役及村農會長の手を経て地主側に提出し、其の實行を迫りたるに要求を峻拒せられたるに由る。

三、要 求

一、從來上、中、下に分れたる小作地を新一等乃至十九等の等級を設定する事、

一、從來の小作料反當上田三俵(四斗俵)一斗五升、中田三俵、下田二俵半を上田三俵とし以下十九等に至る迄一等を降下する毎に三升落と爲す事、

一、天水田及之に類似の土地は別に斟酌する事、

四、小作人の運動方法

先之同村に於て日獨戰爭に於ける青島歸還兵建碑に就き水平社員の氏名を脱刻したる爲め、松本同村長の責任問題を生ずるに至りたることあり。時恰も農民の團結成りしを以て、當時のこの團結を利用して小作人等は一月中に御正村農事共濟組合を組織し、坂田保三之が組合長となり結束を固め地主に當らんとせり。

五、地主側の態度

從來の小作料は土地の沃瘦、灌排水の良否、交通運輸の便否を顧慮せず、又地券面を標準として面積の實査を爲す事なく隣地並の方法に據れるを以て、小作人側の要求は舊慣を打破し、此等の諸点を顧慮して等級を設定し小作料の統一を計るといふにありて、地主側も此の点には異存なきも、一等地を一石二斗五升とし以下等級を降下する毎に三升を減ずる時は尠くとも永久一割減に相當するを以て正當なる要求として是認する事能はずと反對せり。



四月二十六日 小作料統一の要求を拒絶せられたるを以て、小作側は橋本金五郎外九名の代表員を以て村役場に助役を訪問し、萬一小作人の要求を容れざる時は兒童の盟休、村税不納同盟を執行すべく暗示して再度の督促を爲したり。

四月二十九日 茲に於て助役は地主會を村役場に開催したるに、地主の來會者少數の爲め流會となりたり。此の日地主會の模様を傍聽せんと役場に小作人三十名集合したり。

四月三十日 地主會の流會を見たる小作人等は地主側に誠意なきものとして遂に兒童の同盟休校（全校生徒六百八十六名中盟休兒童約三百名）村税不納同盟の申合をなし即日より之を執行したり。

五月三日 斯くて三日間に亘るも尙兒童の登校なきを以て、所轄熊谷警察署長は小作人代表坂田保三外二十三名の代表を召致し諭示する所ありたり。

五月四日 小作人側は四日より兒童を登校せしめ租税も亦納入するに至れり。

五月五日 地主長谷川代議士外四十名は全村小學校に於て協議會を開催し、左記の如き妥協案を成作したり。

一、小作地等級設定に關し調査機關を設け小作地を一等乃至六等に區分する事

一、小作料は一等を三俵一斗（一石三斗）とし以下一等を降下する毎に三升落と爲す事

一、小作料は調査完了迄當分五分減の事

五月六日 地主側は小作代表二十餘名を召致し該案を提示して承諾を求めたるも、小作人側は熟考の爲め數日間の猶豫を請へり。

五月八日 小作側は小作人總會を開き地主側の提案に就き協議したるも、曩の要求を固持するもの多數にて議纏らず。

五月十二日 隣村小原、吉岡兩村長の調停に依り地主、小作人代表協議の結果左の如き妥協案を以て一先づ解決したり。

一、小作調査機關を設置し等級を調査決定する事

但し土地の等級は一等乃至六等とし一等を三俵五升（一石二斗五升）とし以下一等を降る毎に三升落となす事 天水田及之に類似の土地は此の限りにあらず

二、等級調査の結果小作料に異同を生ずることあるも従前の小作入付料を増徴せざる事

三、調査は大正十三年一月迄に完了することとし大正十二年度分より實行する事

四、俵裝獎勵金は一俵に付金二十錢とし大正十二年度分より實行する事

五、愛國米の罰米は徴せざる事

斯くて第一期に於ける争議は約一ヶ月を経て解決を見たるが此の間小作人は地主の誠意なきを憤



り、村役場の掲示場に「村民の輿論、泥捧助役彈劾、村會議員の辭職勸告」其他示威的宣傳を掲げたる爲め助役萩原某は名譽毀損の告訴を提起したり。

仍て熊谷警察は小作組合長坂田保三、幹部吉田八十一の兩名を召換取調に着手するや、小作人三百餘名大舉して熊谷署を取圍み示威的行動を以て釋放を迫りたるが、助役告訴を取下げて落着するに至りたり。

## 第二期

### 一、爭議再發の原因

地主は五月十二日の妥協條件の一を實行すべく土地の等級調査を爲すにあたり、小作人側より立會の要求ありたるに拘らず地主側のみにて調査を完了し、十二月初旬小作人側に其の副本を交附したるより、小作人側は之に不服を唱へ偏頗杜撰の調査なりとし、到底之に應諾し難き旨全村地主側代議士長谷川宗治に通告し茲に爭議再發するに至りたり。

### 二、地主側の態度

斯くて爭議再發するや地主側は小作人等の行動は地主の存在を無視し、徒に爭議を擴大せんとするものなりとして激昂し、曩に契約せる解決條件の撤回を小作組合長に通告し強硬の態度を示せり。

### 三、小作側の對策

茲に於て小作人側稍々狼狽の色あり、前言取消の陳辯を爲し長谷川代議士に對し協定事項中口約せる獎勵米の増加及び罰米廢止の件を地主に於て實行する迄等級調査を見合すべく申込みたるも、地主側は小作人の暴慢なる態度を惡むの餘り訴訟するも尙譲らずと主張し、口約の如きは事實無根なりと拒絶せり。

### 四、小作側の分裂

地主側の態度意外に強硬となりたるを以て、小作側は漸く動搖し初め、地主との妥協を可なりとする所謂軟派は、昨春の妥協條件の貫徹不可能を看取し稍々之に近き別案に依り更めて地主と交渉すべしとなし、硬派(坂田派)は飽く迄結束を固めて前要求の貫徹を圖らんとし茲に小作人組合は二派に分裂するの己むなきに至れり。

### 五、軟派の新提案

軟派たる大字樋春茂木直松等は十二月十四日約百名會合協議の結果、左の如き提案に依り地主に交渉せり。

- 一、小作地は畝歩を正確にする事
- 二、小作料は左の如く更正し更に各六升宛輕減する事



イ、最高を一石三斗引下げ最低一石一斗六升止とす。

ロ、俵装奨励金として一俵に付き二十錢を交附する事

#### 六、地主の承認

地主側は殊更ら強硬の態度を持したるも、小作人側の容易に屈從する模様なきにより適當の機會に於て切崩に着手せんとしつゝありし際、小作人組合の内訂により右の提案を得るに至れるを以て、新提案が地主側に多少不利なるものなりしに拘らず十二月九日地主は之を無條件にて承認せり。茲に於て小作人等も希望の全部を容れられたるに依り之に満足し小作米を納入するに至れり。

#### 七、兩派の勢力

先之十二月十四日反坂田派の約百名は會合協議の結果に依り得たる新提案を以て地主と妥協するに決するに當り、尙坂田派と行動を共にせんご坂田派と交渉したるも、坂田は自派小作人等と合議の上原案を固執したるを以て、反坂田派は曩に坂田に對し小作問題交渉權限の委任を爲せるを取消し、茲に全く別行動を執るに至れり。

小作組合員總數 四三七名 内

員數

割合

反坂田派

一八〇名 内水平社員一名

四分

坂田派

二五七名 内水平社員三十九名

六分

右の中硬派に屬する者は御正新田に多く、水平社員之大部分之に屬し（御正村に於ける水平社員は六十戸にして内三十戸は御正新田にあり）、軟派に屬する者は大字樋春に於ける殆ど全部の者とす。

#### 八、坂田派の態度

軟派の分離妥協に依り組合の勢力頓に凋落し、持久的に地主と對抗し難き形勢に陥りたるより、軟派代表茂木直松等に委任狀取消に對する理由の開陳を強要し、又は其の變節を難詰する等種々の方途に出づるに至れり。

#### 九、坂田妻の變死

小作組合長坂田保三は御正村に於ける相當程度の家に生れ、初め相當の資産を有したるも今日多額の負債あるものゝ如く、本爭議の陣頭に起つや、妻せい（當二十三年）は地主側が債權者等を使喚し債務の完済方を強請し來るの虞れありとなし屢々保三を諫止したることあり、而も小作組合の分裂に依り坂田派が少數孤立に陥り形勢非なるものあるにより之等を痛心せしものゝ如く、分婉後間もなき十二月十九日午後四時頃居室の一室に於て菜切庖丁を以て頸動脈を切斷自殺を遂げたり。

#### 一〇、組合葬

硬派小作人等は之を以て殉死者となして深甚なる吊意を表し、同夜庭前に篝火を焚きて通夜を爲し



葬儀には地主及軟派の小作人の参列を拒絶し、組合より造花二對を贈り約二百名の自派組合員其の外親族知友等約五十名の参列に依り翌二十日佛式を以て「組合葬」を執行せり。

#### 一一、硬派軟派の軋轢

一月四日 斯くて硬派組合と軟派との軋轢甚しく、硬派は四日午後八時過ぎ約三十名覆面して地主持田直助方に至り面會を強要し、同人の戸外に出づるや同人を毆打して頭部數ヶ所に打撲傷を負はしめたり。

一月七日 硬派小作人約二百名は御正村大字樋春地先荒川河原に集合し、地主の耕地返還請求に對する對策協議を爲し午後六時解散せり。引揚に際し約四十名は全村大字樋春反坂田派小作人茂木直松方を取巻き示威的運動を試み、更に同所茂木好太郎、大澤愛助方に到り兩戸を破壊し脅迫的言辭を弄して立去りたり。

一月八日 右の如くして漸次小作人の行動常規を逸したるを以て、所轄熊谷警察署は騷擾現行犯として十名を檢擧したり。然るに成行を憂ひたる組合員約二百名は午前十時頃より署前に集合し不穩の行動を爲すの形勢ありたるを以て、署長は憲兵の應援を求め警戒すると共に、幹部數名を召致し懇諭したるに據り、一同其の意を諒とし午後五時頃一部幹部を残して退散せり。

一月九日 此の日も午前午後二回に亘り更に十八名召喚せられたるを以て、再び小作人等署前に集合

したるも署長再度の訓戒に依り靜穩裡に解散せり。

一月十日 更に二名召喚取調べを受けたり。

右の如くして八日、九日、十日の三日間に亘り、警察署に檢擧せられたる者合計三十名（内水平社員二十三名）に及びたるが、右の中九日附を以て拘留狀を發せられたる者六名、拘引狀を發せられたる者九名に達し、全部十日夜釋放せられたり。

#### 一二、解決の曙光

斯くして硬派小作人等は自派の暴狀を悔悟し幾分謹慎の模様あるを以て、此の機に於て再度の調停を試むべく隣村小原、吉岡兩村長及地方有志等極力斡旋したるを以て、遂に小作人等も其の意を諒し地主小作人共曩の協定案を撤回し、新に提案を協定せんとし一月十一日双方無條件にて兩村長に一任するに至れり。

#### 一三、解決

一月十五日 無條件一任を受けたる調停者吉岡、小原兩村長は大里郡長立會の下に地主、小作人等關係當事者二百餘名を同村小學校に招集し、調停案を提示し和解を勧誘したるに、地主及小作人の一部に異論を唱ふる者ありて、反坂田派小作人の如きは會議半にして退場し再び收拾すべからざる状態に陥りたり。



一月十六日 午後一時より再び集合調停案の一部を更正し左記の如き條件を以て解決したり。

協定事項

- 一、大正十二年度産米の授受は地主會決議の通り實行する事
- 二、大正十三年以降の産米授受は客年五月十二日の協定に基く事  
但し土地等級調査書は仲裁者に於て地主より受領し本年三月十日之を發表すること
- 三、尙大正十二年度に於ける小作入附料一石一斗以下のものは各三升宛輕減する事
- 一四、本爭議と各種團體との關係

(イ) 第三者の應援

一度「小作組合葬」の新聞紙上に報導せらるゝや各種の風説を生み、一月十日辯護士布施辰治來熊し坂田其の他幹部數名と會見して本問題を研究し、場合に依りては京都、大阪水平社幹部の來援を請はんとせるも其の事なくして己みたり。

(ロ) 日本農民組合

日本農民組合中央委員某も一月十日來熊したるも布施辯護士と同様即日歸京せり。

(ハ) 政黨關係

由來御正村は政友會の地盤として久しく其の主義を改變せざりし處、深谷町憲政派高田代議士は第

一期爭議發生の機に乗じ坂田派と關係を結びたるものゝ如く、本爭議に多少政黨關係ありと目せらる。

一五、今後の趨向

斯くの如く年餘に亘りたる本爭議は種々の迂餘曲折を経て漸く解決の域に達したりと雖、是れ地主小作方の永き爭議に倦みたるに依るものにして、凡ゆる問題の錯綜せる御正村の狀況より推す時は今次の解決は眞に根本的のものと認め難く、尙將來多少の曲折あるものと觀察する者多し（一月廿日報告）。



## 京都府久世郡寺田村小作争議

一六六

### 争議の範圍

- 一、争議地域 久世郡寺田村
- 一、發生時 大正十二年十月上旬
- 一、參加人員 地主及小作者合計四〇二名

### 當事者概況

#### (イ) 地主側概況

- 一、地主數 八二名
- 一、關係團體 共濟會
- 一、同團體創立年月日 大正十一年中
- (ロ) 小作者側概況
- 一、小作者數 三二〇名

- 一、關係團體 日本農民組合久世郡聯合會

### 寺田村の概況

久世郡寺田村は郡内屈指の豊沃の耕地を有し寺田芋、寺田李の名産地として知らる。従つて地價の如き耕地の豊沃なるの理由により郡内に於て最高に位せるが、從來の小作料は反當最高一石七斗二升、最低七斗二升、平均一石四斗二升にして、此を反當收穫量に比すれば四割八分に當り比較的他村より安價なる状態にあり。

### 原因

然るに昨年夏期以來病虫害の發生に依りて殆ど同村の耕地は一割五分乃至二割の減收を來したるを以て、此等不作地に對する小作料輕減の要求小作人間に問題とせられありし際、時恰も久世郡地方に於て勢力擴張に務めつゝありし日本農民組合の宣傳に共鳴せるあり、争議も愈々具体化するに至れり。

### 要求

- 一、本年度限り小作料六割減額する事

一六七



一、明年度以后永久四割減額する事

### 小作人の態度

小作人は最初不作を理由として單に小作料を幾分減額すべく地主側に嘆願したるに過ぎざりしが、日本農民組合の宣傳に共鳴したる小作人三百二十名は悉く農民組合に加入し、十月二十三日組合支部の發會式を擧げ強硬なる態度を持して地主に迫るに至れり。

### 經過

十一月二十九日 小作人側代表石井重太郎、池垣岩次郎、奥田久吉は地主側代表田島仙太郎、森澤久治と會見し減免額に關し交渉せり。地主側は畑地二割、田地一割五分の減額にて妥協せんとせるも小作人側は満足せず、飽く迄所期の減額を主張し結局物別れとなれり。

一月四日 寺田村村長安田源治、村農會長西村丈三郎等調停斡旋に立たんとし、無條件一任方を地主、小作双方に申し入れたるも、双方共に之を拒絶したり。

一月二十三日 同村に於ける商工同志會之が調停に立ち十日間に亘り折衝を重ねたるも、再び成功せず。

二月六日 此の日に至りて地主側は一松定吉、今井豊次郎外二名の辯護士を代理とし耕地返還の催告狀を發送したり。茲に於て小作人側は頗る激昂し地主の横暴を責め村内の輿論益々沸騰するに至れり。

二月十日 在郷軍人團、青年團、村長、商工同志會等合同して調停に奔走し、本年度小作料に限り最高五割、最低三割の標準に依りて仲裁に努めたるも、地主側讓歩を肯ぜずして行惱みとなれり。

二月十九日 十日來奔走しつゝありし調停者等は、到底妥協の困難なるを認め本日等しく其の調停を辭するに至りたり。

二月二十日 茲に於て小作人等は小學校の兒童をして盟休せしめ、益々事態紛糾するに至り、村長及村農會長は村内の平和を亂せるの責を負ひて各自其の職を辭するに至れり。

日本農民組合は村内に久世郡聯合會本部を置き、組合書記山岡良助を駐在せしめて事務に當らしむ。本爭議の勃發に際し最初官憲側に於ては傍觀の態度を持しつゝありしも、右の如く爭議益々紛糾するに至りたるを以て久世郡役所は遂に傍觀するを得ず、福見郡書記を派遣し調停に當らしむるに至れり。

二月二十三日 福見書記の盡力により小學兒童は本日より盟休を中止して出校するに至れり。然るに村長は辭意頗る固きを以て、己を得ず郡役所は新に村長を選出するに至る迄寺田村役場の事務管掌を爲す事となれり。一方地主、小作側の問題に就きては郡長來村し、双方の和解に盡力したり。



二月二十五日 郡長の斡旋に依り幾多の折衝を重ねたる結果、本日双方無條件にて郡長に調停方を一任し、郡長は小作人側委員及び地主側委員と數度の會見を爲して其の意見を徴し調停案の製作を爲したり。



大正十三年六月十四日 印刷  
大正十三年六月十七日 發行

非賣品

東京市芝公園六號地  
財團法人協調會

編輯兼  
發行者 淺井榮清

東京市京橋區因幡町十六番地

印刷者 濱田元三郎

東京市京橋區因幡町十六番地

印刷所 濱田印刷所



V17



